

第2期 佐野市教育振興基本計画（案） － 佐野市教育ビジョン－

令和8（2026）年度～令和11（2029）年度

＜教育理念＞

豊かな学びを通して ふるさとを愛し
持続可能な社会の創り手を育む 佐野市の教育

～人づくりの視点～

これからの社会を
しなやかに生き抜く力をもった人づくり

令和8（2026）年3月

栃木県佐野市
佐野市教育委員会

令和8（2026）年度 ▷ 令和11（2029）年度

第2期 佐野市教育振興基本計画（案） —佐野市教育ビジョン—



田中正造翁

市長あいさつ

写真



令和 8 (2026) 年 3 月
佐野市長 金子 裕

教育長あいさつ

写真

令和 8 (2026) 年 3 月
佐野市教育委員会教育長 津布久 貞 夫

目 次

◆第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の構成	5
5 計画の対象	5
6 第1期計画の進捗状況	5
7 SDGs (Sustainable Development Goals) の推進	6
◆第2章 総 論	7
1 教育を取り巻く社会状況	8
(1) 人口減少・少子高齢化	8
(2) グローバル化	9
(3) デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展	9
(4) 家族形態、地域社会の変容と子育ての課題	10
(5) 人生100年時代	11
(6) 気象状況の変化、自然災害の状況や感染症への対応	11
2 義務教育の状況	12
(1) 児童生徒数の状況	12
(2) 教育施策の状況	13
(3) 子どもたち・教職員の状況	14
3 生涯学習の状況	25
(1) 生涯学習の取組	25
(2) 社会教育の取組	26
4 文化的資源の状況	28
(1) 文化的資源の保管と活用	28
5 教育の基本理念	29
6 人づくりの取組	32
7 教育の基本理念に基づく基本的方向	36
8 施策の展開	37

Contents

◆第3章 各 論	43
<u>基本的方向1 特色ある教育と心の教育の推進</u> 44	
施策 1 確かな学力の育成に向けた教育の充実	46
施策 2 豊かな心の育成に向けた教育の充実	51
施策 3 健やかな体の育成に向けた教育の充実	57
施策 4 グローバル化に対応する教育の充実	63
施策 5 多様な教育的ニーズに対応した教育の充実	67
施策 6 連続性・一貫性のある教育の推進	72
施策 7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進	75
施策 8 科学技術の基盤となる教育の推進	78
施策 9 教職員の資質・能力の向上	82
<u>基本的方向2 安全で安心して学べる教育環境の整備</u> 86	
施策 10 市立学校の適正規模・適正配置の推進	88
施策 11 安全・安心で快適な学校施設の整備	90
施策 12 安全を守り、学びを保障する取組の推進	92
施策 13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保	96
施策 14 学びのセーフティーネットの構築と充実	99
施策 15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり	103
<u>基本的方向3 教育を支える地域づくりの推進</u> 108	
施策 16 「地域とともににある学校づくり」への体制整備の推進	110
施策 17 地域との連携・協働のための取組の推進	112
施策 18 家庭教育支援の推進	115
<u>基本的方向4 生活を豊かにする生涯学習の推進</u> 118	
施策 19 生涯学習の情報や機会の提供	120
施策 20 生涯学習の成果を活かす取組の充実	125
施策 21 青少年の健全育成の推進	127

目 次

基本的方向5 歴史・文化資源の保存と継承	130
施策 22 歴史・文化資源の調査と適切かつ確実な保存・継承	132
施策 23 歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進	135
 子どもの郷土愛醸成事業ポスター	138
 ◆第4章 計画の推進と進捗管理	139
1 計画の推進	140
2 計画の進捗管理	140
 ●資料編	141
1 策定経過	142
2 佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱	144
3 佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員	145
4 佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱	146

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の対象
- 6 第1期計画の進捗状況
- 7 SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

第1章 計画の策定にあたつて

1 計画策定の趣旨

現在は、少子化・人口減少・高齢化、グローバル化、地球規模の課題、地域間格差、社会のつながりの希薄化などの社会の課題が継続的に掲げられています。さらに、将来の予測が困難な時代であると言われています。

のことから、国においては、めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして、社会全体のウェルビーイング^{※1}の向上を目指し、教育の羅針盤となる第4期教育振興基本計画（令和5（2023）年6月閣議決定）を作成し、この計画に基づき様々な教育改革を進めてきました。

県においても、これまでに教育振興に関する計画に基づき様々な教育施策を実施し、令和8（2026）年3月には、とちぎ教育ビジョン（2026-2030）を策定します。

本市においても、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「佐野市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念とし、教育行政の推進を図りました。

この度、「第2次佐野市総合計画 基本構想・後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）の策定に伴い、教育分野においても目指すべき姿と進むべき方向性を具体的に定め、中長期的視点に立った教育への考え方や施策等の進め方を明らかにし、教育の振興を図るため「第2期佐野市教育振興基本計画－佐野市教育ビジョン－」を策定します。

本計画策定に当たっては、第1期計画の基本理念を継承し、さらに、次代を担う子どもたちに、予測困難な時代を生き抜く力を育むことを重視しました。

※1 ウェルビーイングについては、本計画の35ページを参照。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法の規定に基づき、さらに国第4期教育振興基本計画やとちぎ教育ビジョン（2026-2030）を参照した、教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、最上位計画である後期基本計画の教育分野に関する個別計画としての性格を有するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育大綱と一体化した計画とします。

【根拠法令等】

○教育基本法 ※一部抜粋 (教育振興基本計画)

第17条 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ※一部抜粋 (大綱の策定等)

第1条 3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

○文部科学省通知

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」
(平成26年7月17日付 文科初第490号) ※一部抜粋

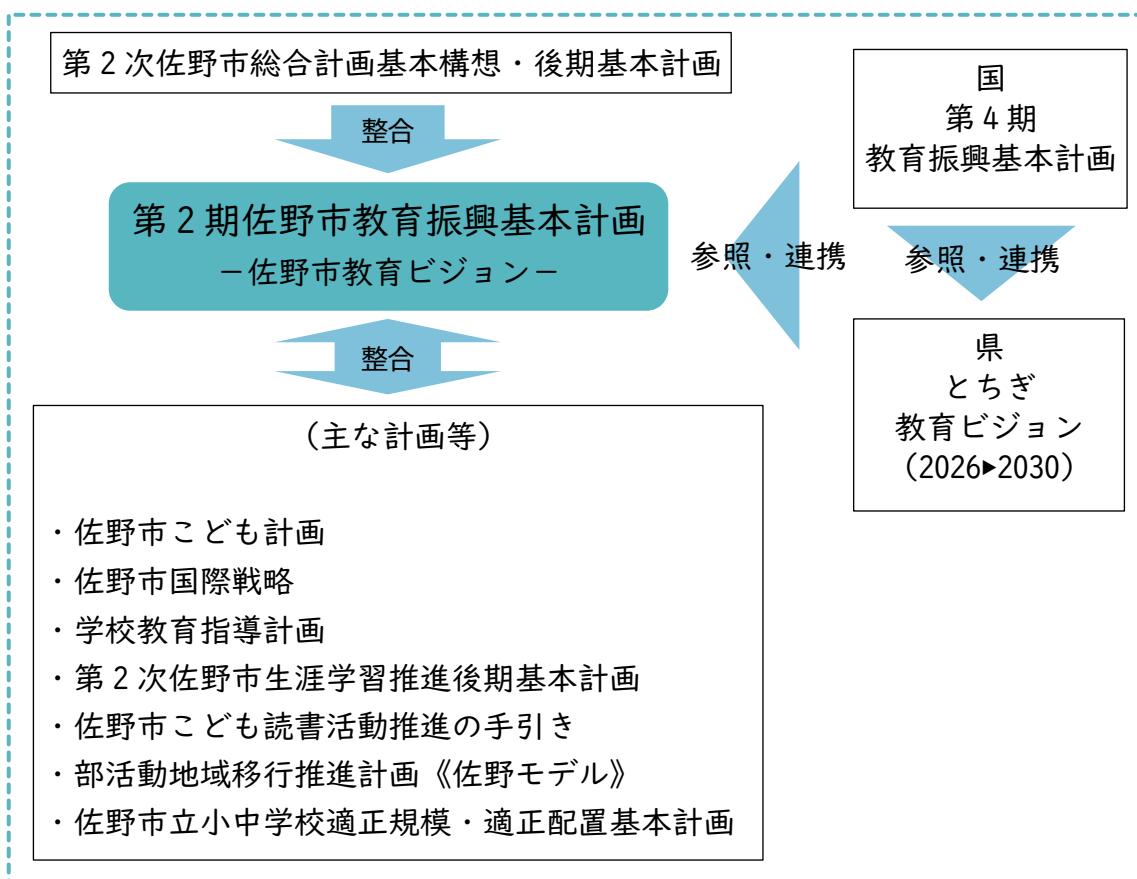
第3 大綱の策定について

2 留意事項

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【本計画の位置付けのイメージ】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、後期基本計画の計画期間に合わせ、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
佐野市	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033			
佐野市	第2次佐野市総合計画基本構想									第3次佐野市総合計画基本構想 (予定)					
	中期基本計画			後期基本計画				前期基本計画（予定）							
	第3次佐野市教育大綱			第2期佐野市教育振興基本計画 －佐野市教育ビジョン－ (本計画)				第3期佐野市教育振興基本計画 －佐野市教育ビジョン－ (予定)							
	国		第4期教育振興基本計画				第5期教育振興基本計画（予定）				第6期 (予定)				
県	栃木県教育振興基本計画 2025 －とちぎ教育ビジョン－			とちぎ教育ビジョン（2026-2030）				栃木県教育振興基本 計画（予定）							

4 計画の構成

本計画は、「総論」と「各論」で構成しています。

「総論」では、教育を取り巻く社会情勢を示すとともに、これらを踏まえた教育の基本理念等の方向性を明らかにしています。

「各論」では、教育の基本理念の下、5つの基本的方向とその実現のために必要となる23の施策及び主な取組等についての内容を示しています。

また、専門的な用語には注釈をつけ、参考として写真や資料等を掲載しました。関連する資料について、Web上で公開している資料については、2次元コードを利用し詳細が確認できるようにしています。※1

5 計画の対象

本計画は、教育行政に係る基本的な計画であることから佐野市教育委員会で所管する小学校、中学校、義務教育学校の学校教育、生涯学習、文化財及びこれらを支える行政を含めた教育に関する施策等を対象としています。

なお、令和7(2025)年3月に、子どもや子育てに関する包括的な計画である「佐野市こども計画」が策定されました。



佐野市こども計画

6 第1期計画の進捗状況

第1期計画では、基本的方向の進捗状況と各施策の成果を測る1つの基準として「成果指標」を設定しました。

施策等の達成状況をこの「成果指標」で測定し、「教育に関する事務の点検・評価会議」において、点検・評価を行い、施策等の着実な推進に努めました。

この評価等については毎年度報告書にまとめ、市ホームページで公表しています。

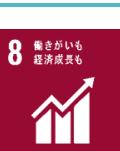


教育に関する
事務の点検・評価報告書

※1 資料の策定元である各団体や組織において、Webサイトの変更等により2次元コードから閲覧できない場合もあります。

7 SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

SDGsは経済、社会、環境が調和した持続可能で誰一人取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標です。本計画では、基本的方向とSDGsの17の目標との関連性を示し、SDGsの目標の達成につなげていきます。

	目標1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う。		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		目標10【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

第2章 総 論

- 1 教育を取り巻く社会状況
- 2 義務教育の状況
- 3 生涯学習の状況
- 4 文化的資源の状況
- 5 教育の基本理念
- 6 人づくりの取組
- 7 教育の基本理念に基づく基本的方向
- 8 施策の展開

第2章 総論

1 教育を取り巻く社会状況

(1) 人口減少・少子高齢化

日本の総人口のピークは、平成20(2008)年で、1億2千808万人でした。

この後減少に転じ、令和52(2070)年には、9千万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

本市は、平成2(1990)年の国勢調査時の人口128,233人をピークに減少が続き、令和7(2025)年3月に策定された「佐野市人口ビジョン[令和6年度改訂版]」では、令和42(2060)年の目標人口を85,000人と設定し、人口減対策として様々な政策を実施しています。



<厚生労働省>

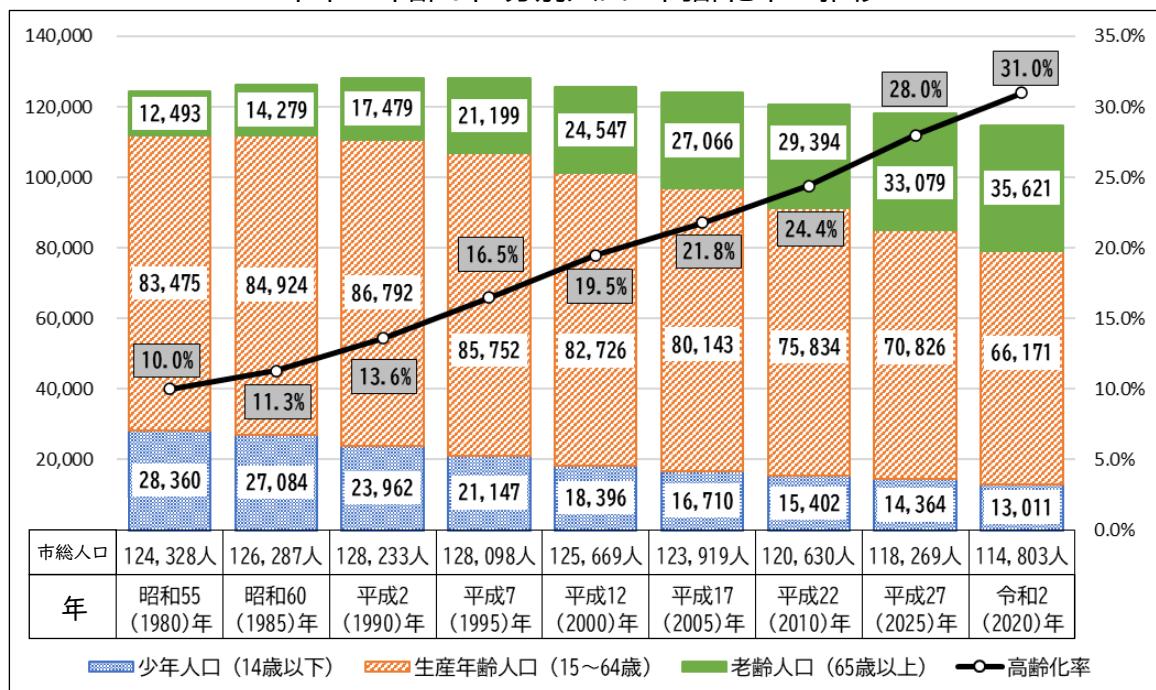
我が国の人口について



<佐野市>

佐野市人口ビジョン
令和6年度改訂版

本市の年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：国勢調査

(2) グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化し、経済や文化等の様々な分野で各国が相互に依存するグローバル化が進んでいます。

また、グローバル化は今後より一層進むことが予想され、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる人材の育成や、多文化共生に向けた教育の推進が求められています。

本市においても、佐野市国際交流協会を中心に、地域に根ざした国際性豊かな人づくりと国際交流の推進を図っています。各種事業を通して各国の人々や市民の相互理解と友好親善を深め、地域でできる国際協力と国際交流の推進を図り、グローバルな人づくりとまちづくりを目指しています。



佐野市
国際交流協会

(3) デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展

情報通信技術（ＩＣＴ）の急速な発展は私たちの生活だけでなく、社会等にも影響を与えていますが、さらにデジタル技術を活用して社会改革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）が必要とされています。

そのため、今後一層、情報を伝送する側の対応だけでなく、情報を受け取る側においても情報の真偽を判断する能力、デジタル技術に関する知識やスキルをもち、それを適切に活用できる能力の育成・向上が求められます。

本市においては、GIGAスクール構想の実現に向けて、令和2（2020）年度に全市立学校に高速インターネット環境、及び全市立学校の児童生徒に1人1台端末を整備しました。今後も、デジタル世代の児童生徒にふさわしいデジタル・シティズンシップ教育^{※1}の推進に努めます。

＜デジタルトランスフォーメーションとは＞

「デジタルトランスフォーメーション」という概念は、平成16（2004）年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱されました。教授の定義によると、「ＩＣＴの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされています。

出典：総務省「令和3年版情報通信白書」

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd112210.html>

※1 デジタル・シティズンシップ教育：優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育（総務省資料「家庭で学ぶデジタル・シティズンシップ～実践ガイドブック～」から抜粋）

(4) 家族形態、地域社会の変容と子育ての課題

価値観やライフスタイルの多様化により、現在は様々な家族の形態があります。また、地域の人間関係の希薄化等も懸念されています。これらのこととは地域や家庭の教育力の低下の要因の1つと考えられています。

子育てに関する課題も顕著化しています。例えば、共働き家庭の増加や就業形態の変化などによる子育て支援ニーズの増大や仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての不安感・負担感の増大、いわゆるヤングケアラーとなっている子どもの存在、子どもの貧困、安全な子どもの居場所の減少、児童虐待の増加などが挙げられます。

本市においては、市役所や教育センターに専門的な職員を配置し、困りごとのある家庭や子どもたちに、様々な対応を行っています。

<ヤングケアラーとは>

令和6(2024)年6月、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話をや見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁ホームページより

(5) 人生100年時代

人生100年時代には、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生モデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生モデルへと転換することが予測されています。そのため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

また、職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学び合い」を身近なものとすることが重要になると言われています。

本市においては、シニア地域デビュー条例や第2次佐野市生涯学習推進基本構想に基づき、様々なライフステージに応じた学びや、体験の場の提供を進めています。

〈佐野市シニア地域デビュー条例とは〉

シニア世代の地域デビューに関する基本的な考え方を定め、シニア世代、市民、町会等、事業者及び市が連携協力し合うことにより、シニア世代が生きがいをもって地域で生き生きと生活できる社会の実現を目指して、この条例を制定しました。

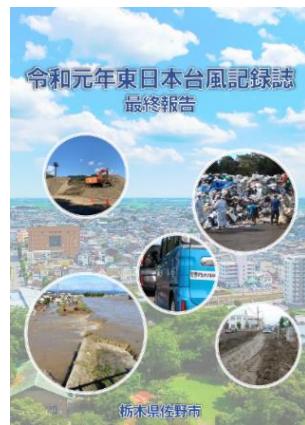


(6) 気象状況の変化、自然災害の状況や感染症への対応

気候変動の影響により、世界各地で干ばつ、大雨、熱波、寒波等が発生しています。さらに、日本では台風や大雨による災害が頻発し、激甚化する傾向があります。

本市においては、平成23（2011）年3月の東日本大震災や令和元（2019）年の東日本台風では、多くの市民が被災し、甚大な被害が発生しました。特に、西中学校では、秋山川の氾濫により大量の土砂が流入し、校庭が使用できなくなるなどの被害が発生しました。

また、令和2（2020）年から猛威を振るった新型コロナウィルスの流行は、社会、経済、教育等、あらゆる分野に大きな打撃を与えた、令和5（2023）年5月に5類感染症へ移行しました。



令和元年東日本台風記録誌 最終報告
(令和4（2022）年3月)

2 義務教育の状況

※グラフや表の学年表記について

本ページ以降のグラフや表において小学生、小学校○年生、中学生、中学校○年生等といった表記があります。この表記には、義務教育学校前期課程・後期課程の児童生徒も含みます。

(1) 児童生徒数の状況

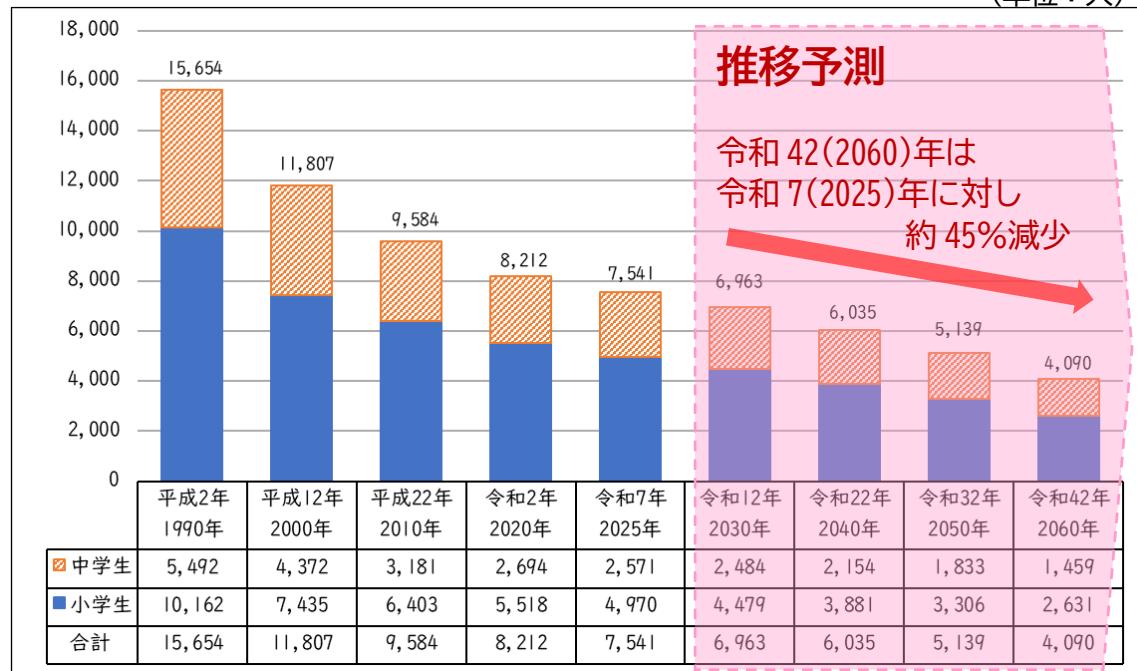
① 児童生徒数の推移

本市における児童数のピークは昭和 56 (1981) 年の 12,160 人、生徒数は昭和 61 (1986) 年の 6,269 人であり、当時は約 1 万 8 千人近い児童生徒が在籍していました。

また、平成 2 (1990) 年に 15,654 人であった児童生徒数は、令和 7 (2025) 年には 7,541 人となり、約 50% 減少しています。なお、これからも減少傾向は続き、令和 42 (2060) 年は、令和 7 (2025) 年に対して、児童生徒数が約 45% 減少すると予測されています。

市内児童生徒数の推移予測

(単位：人)



※令和 12 (2030) 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県・市区町村別の男女・年齢 (5 歳) 階級別将来推計人口」をもとに算出

（2）教育施策の状況

① 2学期制と小中一貫教育

本市では教職員が児童生徒に関わる時間の確保と連続した学習による学習活動の一層の充実を図ることを目的とし、平成17（2005）年度から2学期制を導入しています。

また、平成24（2012）年度から小・中学校がそれぞれの目標を設定し必要に応じて連携する教育（小中連携）を発展させ、義務教育9年間を一体的に捉え、子どもの成長と学習の連続性を重視した教育を行うことで、義務教育修了時に必要とされる学力、豊かな人間性や社会性の育成を目的とした小中一貫教育を推進しています。

現在、義務教育学校はもとより、中学校区ごとに目標、目指す児童生徒像等のグランドデザインが設定され、小中一貫教育に基づく教育活動を展開しています。

令和3（2021）年度に実施した2学期制に関するアンケート調査では、保護者及び教職員とも、2学期制を肯定的に捉えている割合が高くなっています。

今後も2学期制のよさを生かした特色ある教育課程の編成、児童生徒の健全育成に資する小中一貫教育の推進に努めていきます。

② 義務教育学校の整備

本市の教育環境を取り巻く現状を踏まえ、平成23（2011）年度の保護者アンケート調査を契機とし、その後の検討・協議を経て、平成27（2015）年1月に佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画を策定しました。

同計画の推進を図る中で、平成28（2016）年に学校教育法が改正され、1人の校長の下で1つの教職員組織が9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する義務教育学校の制度が創設されました。

本市では、これを受け、より小中一貫教育に適した環境の整備を目指して、施設一体型の義務教育学校を整備する方針を定め、令和2（2020）年4月にあそ野学園義務教育学校、令和5（2023）年4月に葛生義務教育学校が開校しました。



2学期制に関する
アンケート調査結果

小中学校適正規模・
適正配置基本計画

(3) 子どもたち・教職員の状況

① 学力・学習状況調査の状況

・全国学力・学習状況調査の状況

小学校6年生の平均正答率は、国語や理科は同程度で推移しており、算数は、令和6（2024）年度から、やや下回る状態にあります。

中学校3年生の平均正答率は、国語は同程度で推移し、数学と理科は、令和7（2025）年度はやや下回る状態、英語は、令和5（2023）年度は下回る状態にあります。

		本市と全国の平均正答率の比較			
		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
小学校 6年生	国語	同程度	同程度	同程度	同程度
	算数	同程度	同程度	やや下回る	やや下回る
	理科	同程度			同程度
中学校 3年生	国語	同程度	同程度	同程度	同程度
	数学	下回る	やや下回る	同程度	やや下回る
	理科	同程度			やや下回る
	英語		下回る		

資料：全国学力・学習状況調査



紙媒体による教科に関する調査



1人1台端末を使用した理科の調査

※全国学力・学習状況調査の調査方式について

令和6（2024）年度の質問調査から、小学校・中学校とも1人1台端末を用いた、全面オンライン方式に移行しています。

令和7（2025）年の中学校3年生の理科は、1人1台端末を用いてCBT^{※1}で実施しました。令和8（2026）年度調査では、中学校の英語、令和9（2027）年度からは小学校、中学校のすべての教科がCBTで実施されます。

※1 CBT：Computer Based Testing（コンピューターを使った試験のこと）

・とちぎっ子学習状況調査の状況

小学校4年生・5年生の平均正答率は、国語、算数、理科とも同程度で推移しています。

中学校2年生の正答率は、国語は同程度で推移し、数学は令和6(2024)年度から、やや下回る状態にあります。社会は、令和7(2025)年度は同程度になりました。理科・英語は、やや下回る状態が続いています。

各学校においては、全国学力・学習状況調査等の結果の分析や、学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」を通した授業改善に取り組んでいます。

今後も、子どもたち一人一人の学力向上のための取組を推進する必要があります。

		本市と栃木県の平均正答率の比較			
		令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
小学校 4年生	国語	同程度	同程度	同程度	同程度
	算数	同程度	同程度	同程度	同程度
	理科	同程度	同程度	同程度	同程度
小学校 5年生	国語	同程度	同程度	同程度	同程度
	算数	同程度	同程度	同程度	同程度
	理科	同程度	同程度	同程度	同程度
中学校 2年生	国語	同程度	同程度	同程度	同程度
	数学	同程度	同程度	やや下回る	やや下回る
	理科	やや下回る	やや下回る	やや下回る	やや下回る
	社会	やや下回る	やや下回る	やや下回る	同程度
	英語	やや下回る	下回る	やや下回る	やや下回る

資料：とちぎっ子学習状況調査

※とちぎっ子学習状況調査について

これまで実施してきたとちぎっ子学習状況調査は、令和7(2025)年度で終了し、令和8(2026)年度からは、「CBTとちまるチェック^{※1}」として、小学校5年生の国語、算数、中学校2年生の国語、数学、英語がCBTで実施されます。

※1 CBTとちまるチェック：児童生徒が活用するICT端末等を用いて、オンライン方式で実施するテスト。本チェックにおいては「テスト」ではなく、児童生徒の学習状況を「チェックし、確認する」手段として用いる。(栃木県教育委員会)

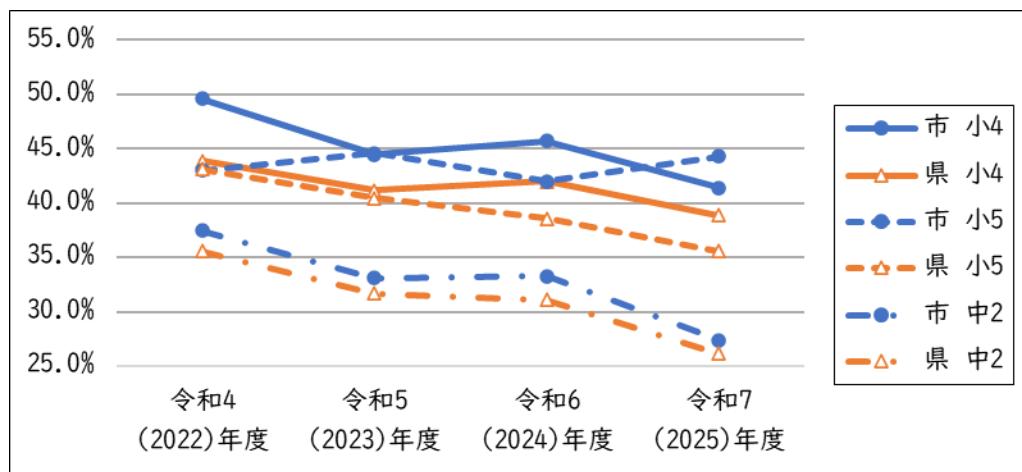
② 読書活動の状況

普段（月～金）、1日当たり30分以上読書をしている児童生徒の割合では、どの学年も県の平均に対して高い状態にあります。

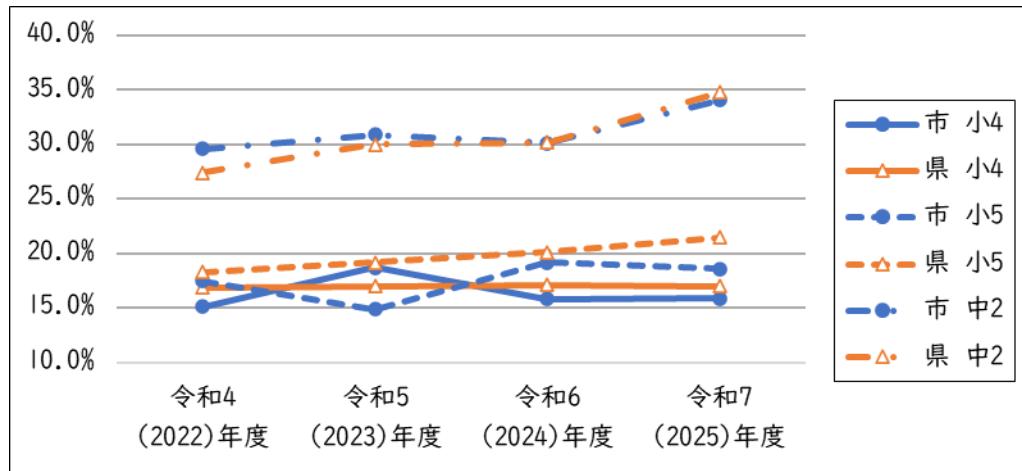
また、全く読書をしない児童生徒の割合は、県の平均に対して低い状態にありますが、一定の割合が続いていることから、二極化していることが伺えます。

子どもたちの人生を豊かにするために、読書活動の推進や読書の習慣化に向け、読書環境の充実や読書の楽しさを味わう機会の充実を図ります。

普段（月～金）、1日当たり30分以上読書をしている児童生徒の割合



普段（月～金）、1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合



資料：とちぎっ子学習状況調査

③ 特別の教科 道徳への取組

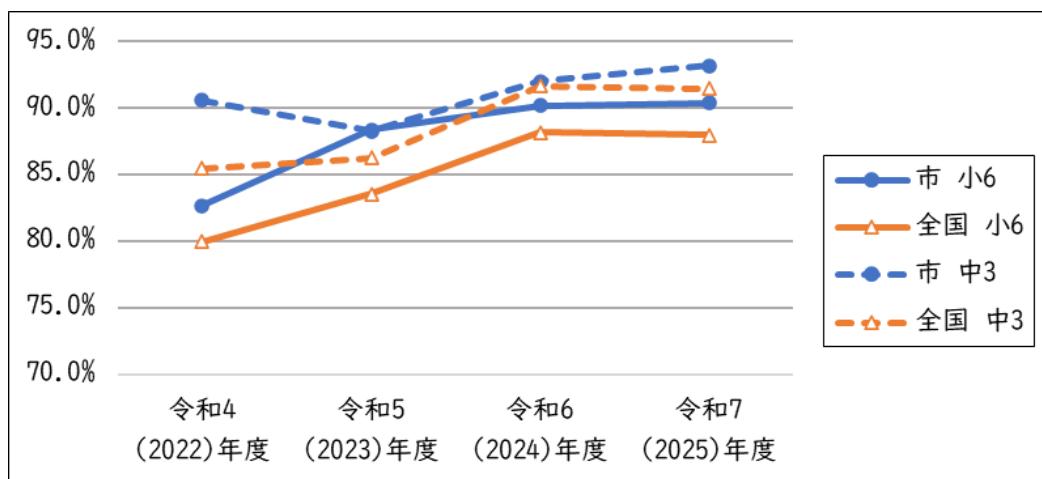
道徳では、自分との関わりで道徳的価値を考えたり、話合いを通して多面的、多角的に考えたりしながら自己の考えを深める授業づくりが重要とされています。

各学校では、答えが1つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」へと質的な転換を図っています。

次の質問項目に対する回答が、全国よりも高い回答結果であることから、教職員による授業改善が進んでいることが伺えます。

今後も子どもたちの道徳性を養うため、さらなる授業改善に取り組むことが必要です。

質問 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思いますか。」に対する肯定的な回答



資料：全国学力・学習状況調査（質問調査）

道徳の授業風景



小学校の授業



中学校の授業

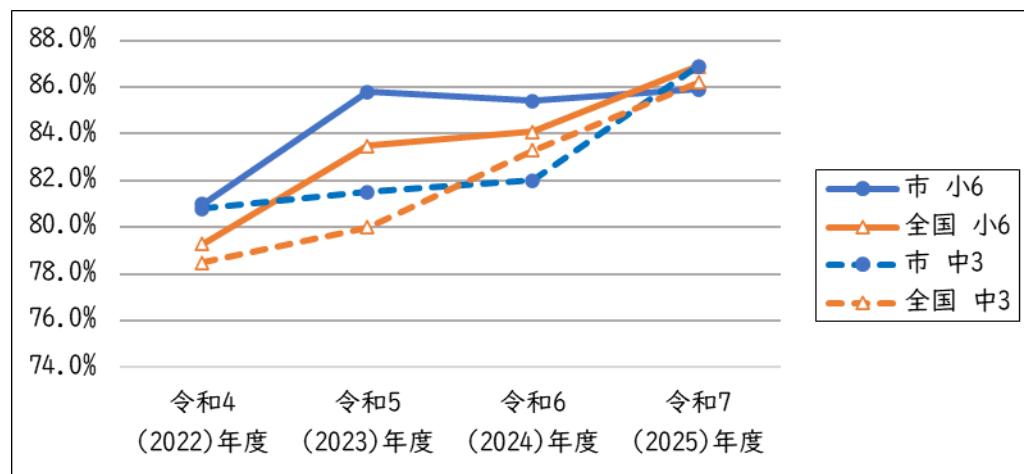
④ 自分自身に対する認識について

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対し、小学校6年生、中学校3年生とも、令和7（2025）年度は全国平均と同程度です。

一方で、「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という質問に対し、小学校6年生は全国平均を上回っていますが、中学校3年生では、令和6（2024）年度以降、全国平均を下回っています。

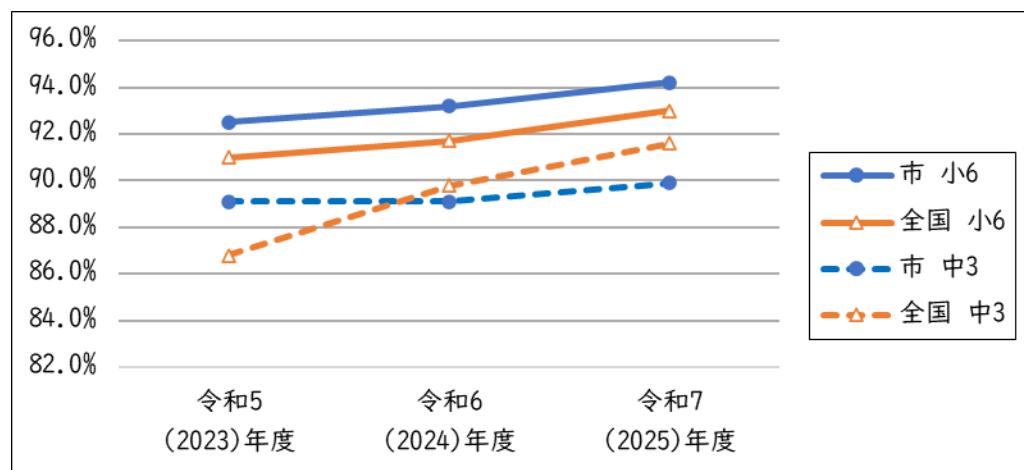
これらのことから、学校・家庭・地域において子どもたちが自分を肯定的に捉え、安心して生活できる環境の整備に努める必要があります。

質問 「自分には、よいところがあると思いますか」に対する肯定的な回答



質問 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」

に対する肯定的な回答（令和5（2023）年度に始まった質問項目）



資料：全国学力・学習状況調査（質問調査）

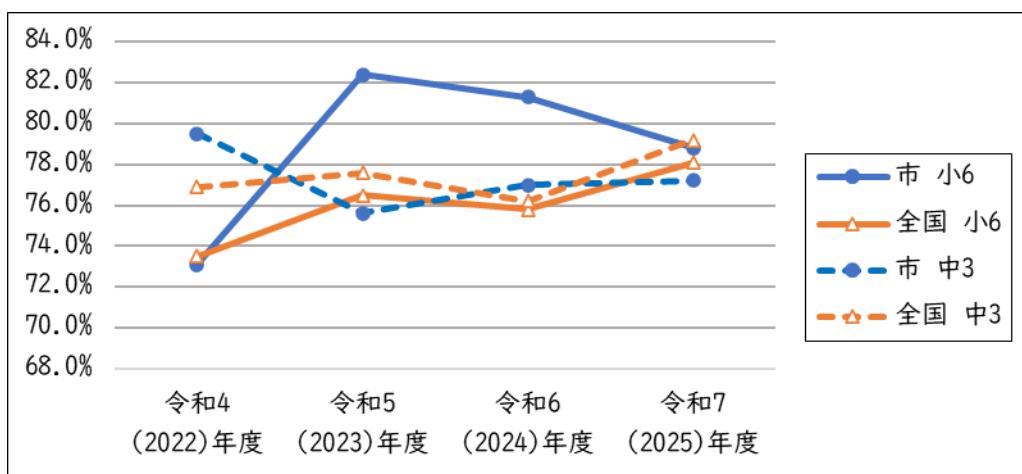
⑤ 他者との関わりについて

「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」という質問に対する回答は、小学校6年生、中学校3年生とも全国平均と同程度です。

また、「授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか」という質問に対する回答については、小学校6年生は、全国平均を上回り、中学校3年生は、全国平均と同程度です。

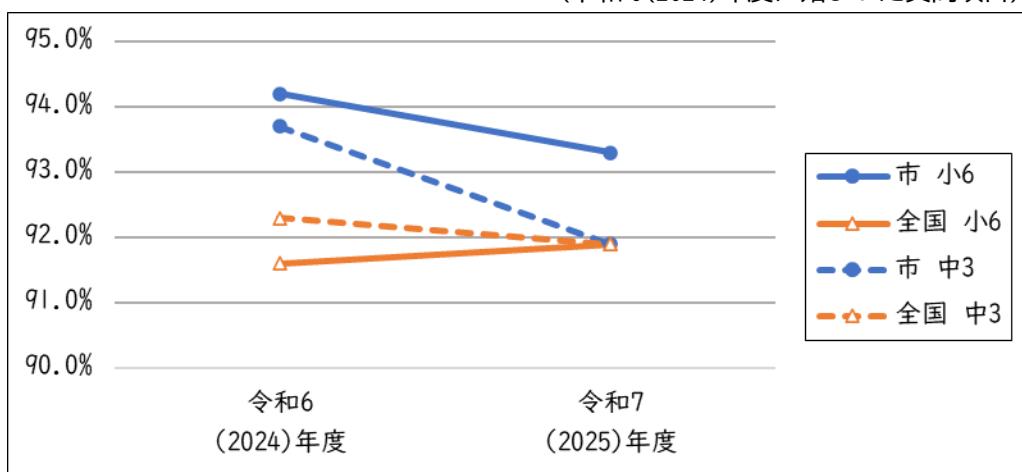
今後も、他者との関わりをもつ活動に積極的に取り組みます。

質問 「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」に対する肯定的な回答



質問 「授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか」に対する肯定的な回答

(令和6(2024)年度に始まった質問項目)



資料：全国学力・学習状況調査（質問調査）

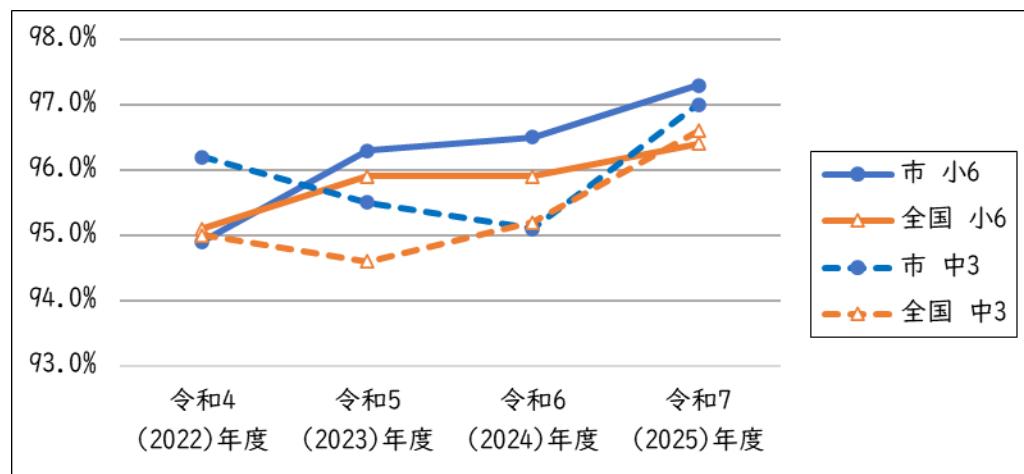
⑥ 地域や社会との関わりについて

「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対する回答は、全国平均をおおむね上回っています。

これに対し、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問については、令和7(2025)年度は小学校6年生、中学校3年生とも全国平均を下回っています。

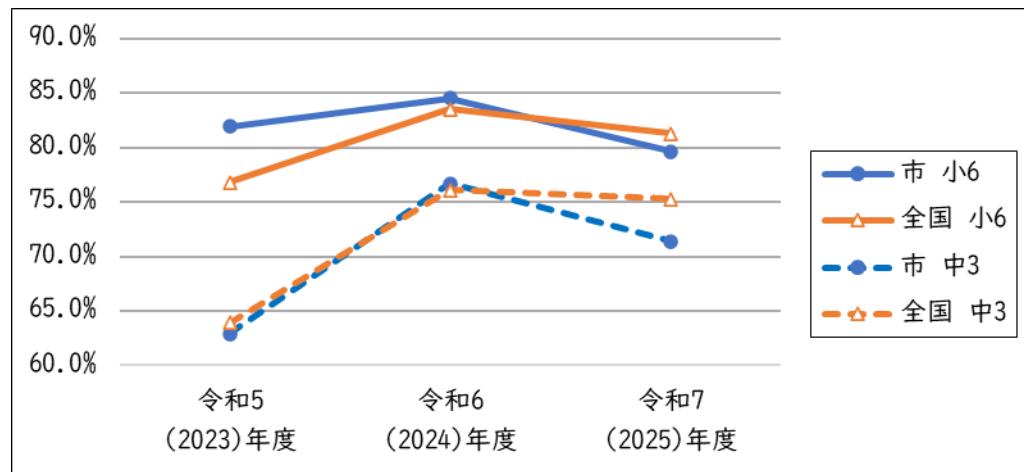
子どもたち自身が、将来、地域や社会に起こりうる課題を解決するため、地域や社会に目を向け、自分事として関わっていけるよう、子どもたちの思いを取り入れた教育活動に積極的に取り組みます。

質問 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」に対する肯定的な回答



質問 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」

に対する肯定的な回答（令和5(2023)年度に始まった質問項目）



資料：全国学力・学習状況調査（質問調査）

⑦ 体力・運動習慣の状況

小学校5年生、中学校2年生の男女とも、全国と同程度です。

学年や性別によって強みとなる種目、課題となる種目は異なりますが、反復横跳びや立ち幅跳び（敏捷性や瞬発力）など、平均値を上回る種目もあります。

その一方で、全体的に長座体前屈やボール投げ（柔軟性や投力）には課題が見られます。

		本市と全国の体力の合計点の比較			
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
小学校 5年生	男子	同程度	同程度	同程度	同程度
	女子	同程度	同程度	同程度	同程度
中学校 2年生	男子	同程度	同程度	同程度	同程度
	女子	同程度	同程度	同程度	同程度

資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査



ハンドボール投げ（中学校）



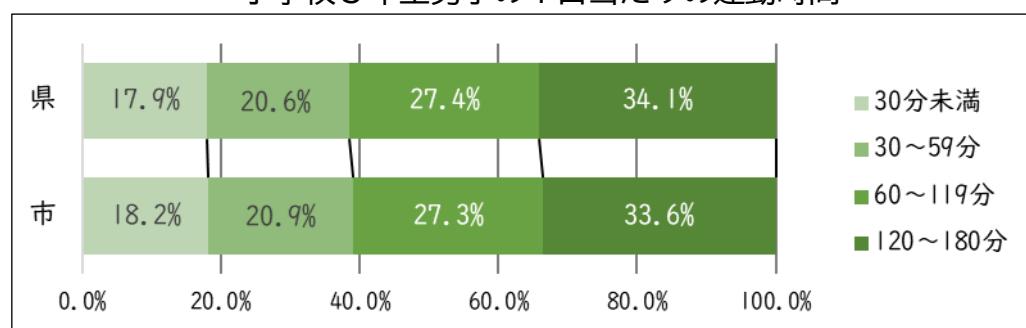
反復横跳び（小学校）

1日当たりの運動時間については、小学校5年生の男子は県と同程度の割合ですが、女子は県と比較して60分未満の児童の割合が多く、60分以上の児童の割合が少ない状況です。

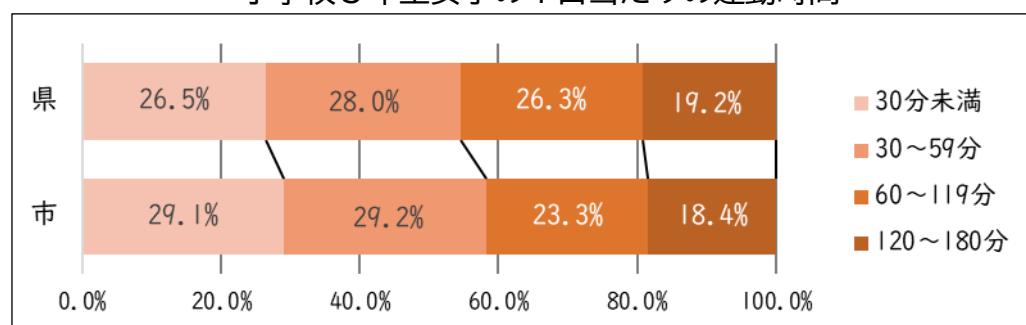
一方、中学校2年生の男子は、1日当たり60分から2時間程運動する生徒の割合が県の割合より多く、女子は小学校5年生同様、県と比較して60分未満の生徒の割合が多く、60分以上の生徒の割合が少ない状況です。

今後も、小学校、中学校ともに、体を動かすことの習慣化を図ることが必要です。

小学校5年生男子の1日当たりの運動時間



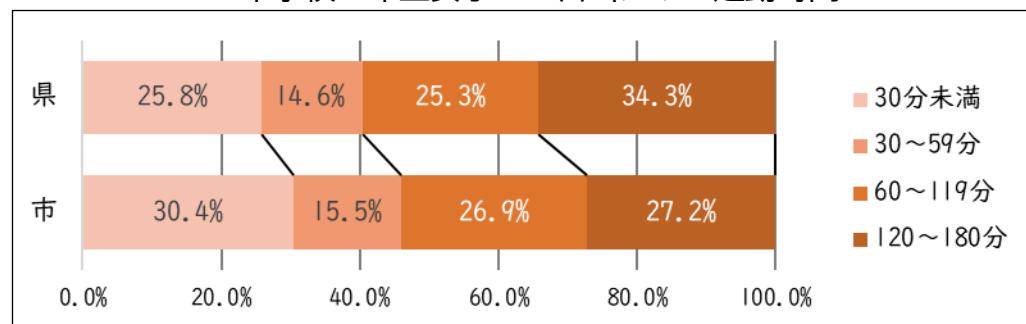
小学校5年生女子の1日当たりの運動時間



中学校2年生男子の1日当たりの運動時間



中学校2年生女子の1日当たりの運動時間



資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和6(2024)年度の結果）

⑧ いじめ・不登校の状況

令和5(2023)年度の全国のいじめの認知件数は、小・中学校の合計が711,633件でした。

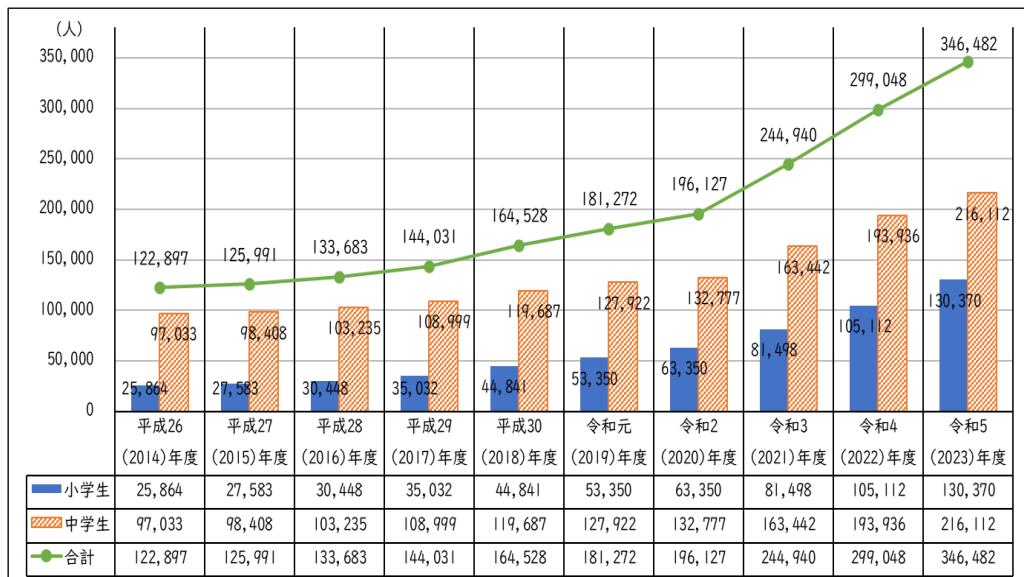
また、不登校の児童生徒数は346,482人でした。コロナ禍において、いじめ認知件数は一時減少したものの、全国的にいじめ・不登校とも小学校、中学校において増加傾向が続いています。

また、本市においても、毎年一定数いじめの発生や不登校児童生徒が見られます。

全国のいじめ認知件数の推移



全国の不登校児童生徒数の推移



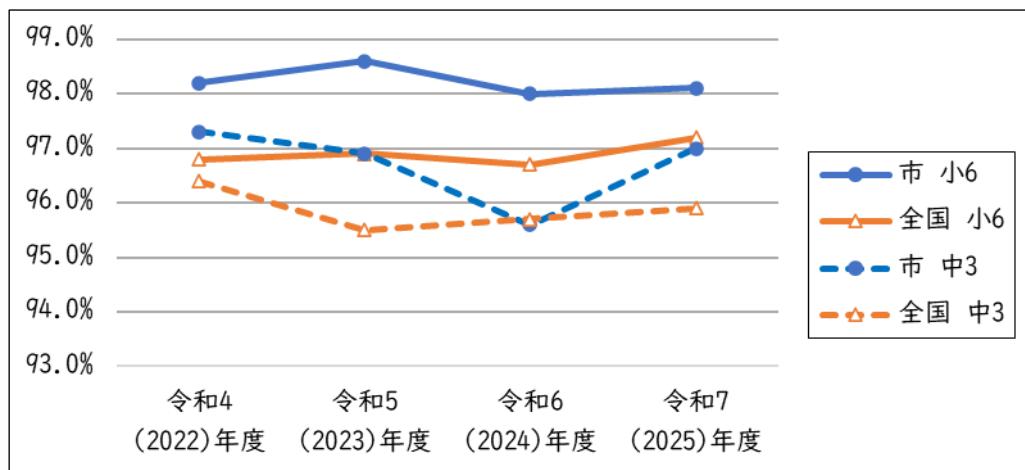
資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

本市の子どもたちの95%以上は「いじめはいけないこと」という認識があり、令和7（2025）年度は全国よりも高い結果となっています。

今後も児童生徒の人間関係等に注意を払いながら、家庭、学校、関係機関等が連携を図り、いじめの予防、早期発見、適切な対応に努めます。

不登校については、不登校児童生徒等への相談や様々な体験活動の企画、教職員への研修等を通して、社会的自立に向けた支援の充実に努めます。

質問 「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思うか」
に対する肯定的な回答



資料：全国学力・学習状況調査の質問調査

⑨ 教職員の長時間勤務の常態化

文部科学省が実施した「令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」では、令和5（2023）年度の各月の時間外在校等時間^{※1}の時間区分別の平均人数の割合が示されています。

時間外在校等時間が月45時間以下の教職員の割合は、小学校で75%程度、中学校で58%程度となっています。

本市においても、教職員の長時間勤務の状況については改善されつつあるものの、時間外在校等時間が月45時間以上の教職員が一定数いる状況のため、今後も、学校における働き方改革を推進する必要があります。



学校における
働き方改革について

※1 時間外在校等時間：「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間

3 生涯学習の状況

(1) 生涯学習の取組

生涯学習は、学校教育、社会教育及び家庭教育のほか、個人の趣味・教養の学習活動やボランティア活動、社会参加活動など幅広い内容となっていますが、近年、社会変化に伴い現代が直面する地域課題等の解決のためにも、その重要性は高まっています。

必要に応じて市民が学習することができるよう、市民の自主的・主体的な学習を支援しています。

楽習出前講座の状況					
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
メニュー数	件	224	218	216	190
楽習講師登録者数	人	143	130	126	107
受講者数	人	516	1,677	2,028	1,990

〈楽習について〉

「楽習（がくしゅう）」とは、楽しく学習するという意味の造語です。「楽」は「ラク」という意味ではなく、「本当の楽しさ」という意味をもっています。

生涯学習は個人の自発的意思による自由な活動であり、これを楽しく行うことを本市では「楽習」と表現しています。



生涯学習フォーラム「佐野楽」



「生涯学習都市宣言」

佐野市は、平成19（2007）年12月25日に「生涯学習都市」とすることを宣言しました。



(2) 社会教育の取組

本市の社会教育は、「教育基本法」及び「社会教育法」の理念を尊重しながら、関係機関並びに社会教育関係団体等との連携を密にして取り組んでいます。

施設については、市立図書館を3館、公民館を14館（佐野地区8館、田沼地区3館、葛生地区3館）設置しており、コロナ禍を経て利用者が増えています。

市立図書館・公民館		
図書館		市立図書館、市立田沼図書館、市立葛生図書館
公民館	佐野地区	中央公民館（佐野地区公民館）、植野地区公民館、界地区公民館、犬伏地区公民館、城北地区公民館、旗川地区公民館、吾妻地区公民館、赤見地区公民館
	田沼地区	田沼中央公民館、田沼地区公民館、田沼南部地区公民館
	葛生地区	葛生地区公民館、常盤地区公民館、氷室地区公民館

市立図書館（3館）・公民館（14館）の利用数（単位：人）				
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
図書館	173,351	218,317	246,178	245,000
公民館	124,937	159,626	178,113	199,981

各地区の主な公民館



中央公民館



田沼中央公民館

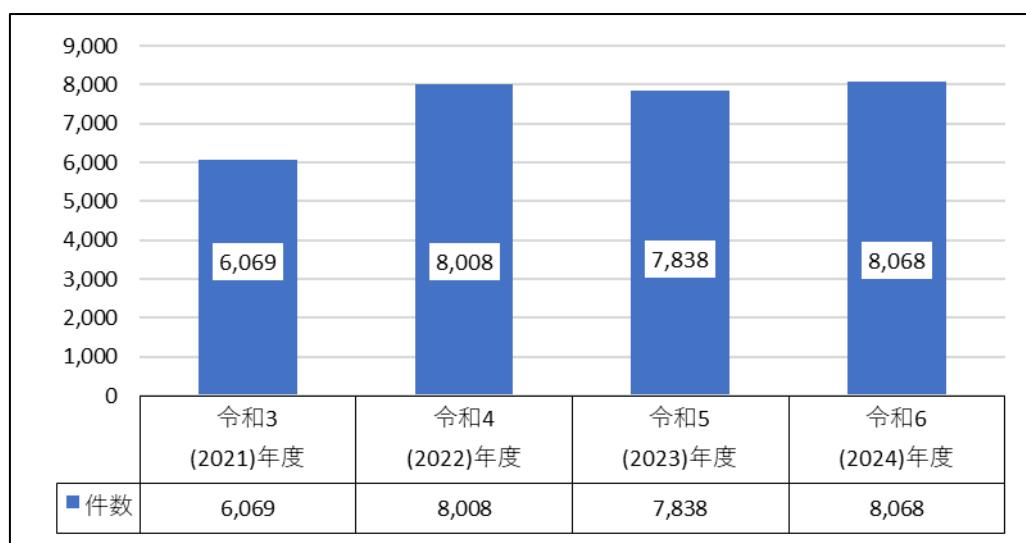


葛生地区公民館

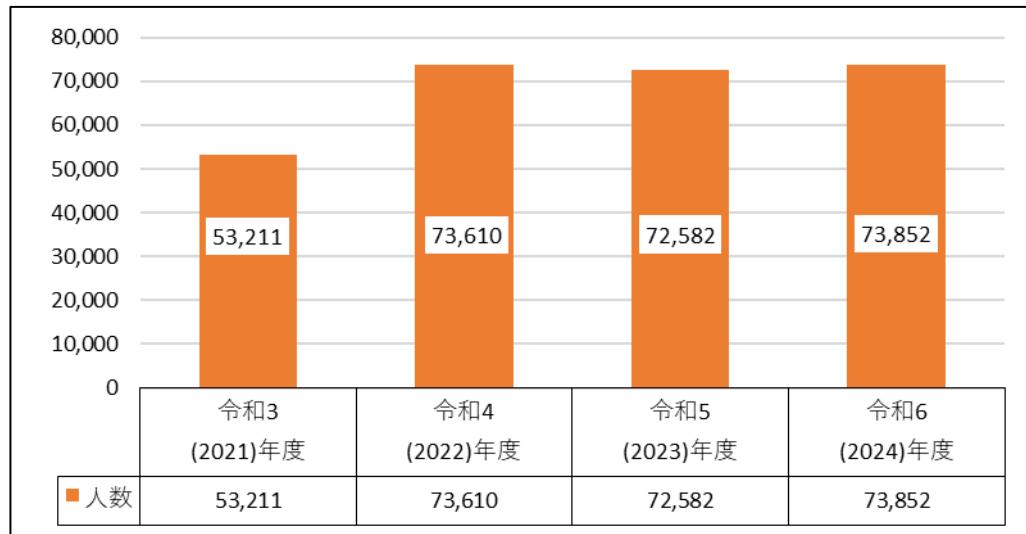
公民館登録サークルによる公民館の延利用件数については、令和3(2021)年度と比較して増えており、令和4(2022)年度以降は、約8,000件の登録サークルによる利用があります。

公民館登録サークルによる公民館の延利用人数についても、令和3(2021)年度と比較して増えており、令和4(2022)年度以降は、72,000人以上が利用しています。

登録サークルの公民館延利用件数(件)



登録サークルの公民館延利用人数(人)



4 文化的資源の状況

(1) 文化的資源の保管と活用

日本には有形・無形の文化財が存在しており、これらの活用は教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野へ波及しています。

一方、災害等による文化財への被害の発生、文化財修復の担い手不足が課題となっています。

本市においては、国指定史跡である「唐沢山城跡」のほか、令和6(2024)年3月には「佐野の天明鋳物生産用具及び製品」が国重要有形民俗文化財に指定されました。

区分	有形文化財										無形文化財	民俗文化財			記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料			有形	無形	史跡	名勝	天然記念物		
国指定	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	6	
国認定	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
国登録	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	
県指定	6	16	5	14	0	0	0	5	0	0	1	2	3	0	3	55		
市指定	11	8	23	14	3	3	12	13	16	1	16	13	24	2	25	184		
計	45	25	29	30	3	3	12	19	16	1	18	15	28	2	28	274		



佐野の天明鋳物生産用具及び製品（一部）

5 教育の基本理念

本計画は、前述の状況や本市の特色等を生かし、後期基本計画の趣旨を踏まえ、本市教育の基本理念・人づくりの視点・人づくりの柱・基本的方向を定めて、具体的な施策を推進します。

まず、基本理念については、第1期計画の進捗状況を検証した「教育に関する事務の点検・評価会議」による評価、及び教育を取り巻く社会状況等を踏まえ、第1期計画の基本理念を引き継ぎます。

－基本理念－

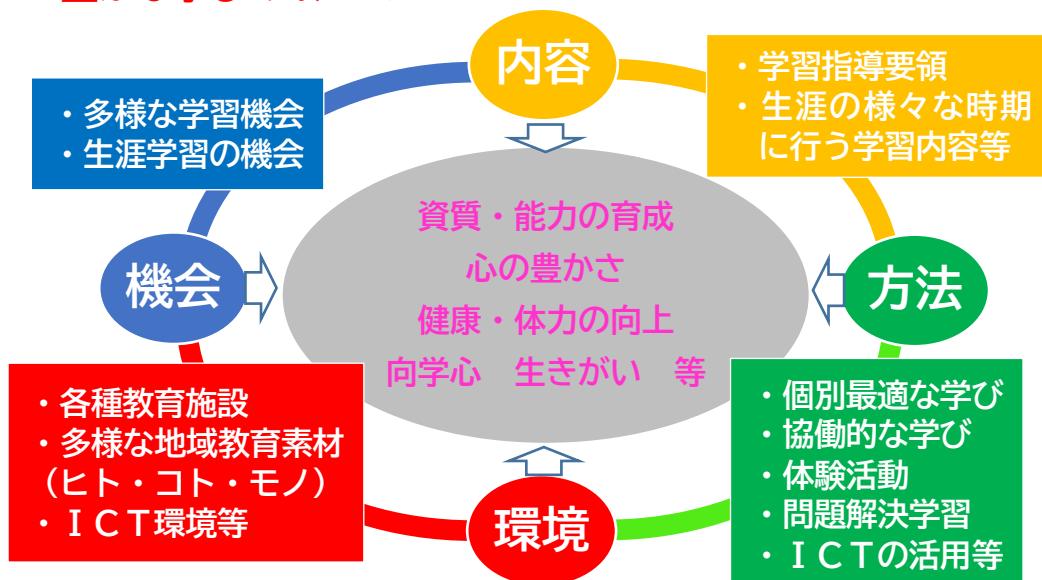
豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育

また、基本理念は次の3つのキーワードから構成されています。

キーワード1 豊かな学び

本市では、豊かな学びについて「『学びの内容、方法、環境、機会』が充実し、生涯の各段階の学びが関連し、つながりながら展開される学び」と考えています。

豊かな学びのイメージ



キーワード2

ふるさとを愛する

郷土の自然や歴史等への理解を深め「ふるさとを愛する」心を育てることは、地元で活躍する人、何らかの形で地元とつながる人を育成するとともに、自らの心の拠り所をもって生きていくことにもつながるものとして、大変重要な意味をもっています。

このことは、持続可能な佐野市を築くために必要な人材を育成する上で不可欠であり、グローバル化に対応する力の育成や多文化共生の実現にもつながります。

各校で取り組んでいるふるさと学習の例



天明鋳物に関する学習（佐野地区）



唐沢山城に関する学習（田沼地区）



牧歌舞伎への取組（葛生地区）

キーワード3 持続可能な社会の創り手を育む

環境問題、貧困、平等など、私たちが抱える様々な課題の解決に向けて取り組むことは、すべての人々の責務であり、本市の偉人、田中正造翁の思想にも通じるものです。

正造翁の思いを引き継ぎ、世界が目指す今後の社会の在り方である「持続可能な社会」の創り手を育むことを本市教育の根幹に据え、教育行政を推進します。

佐野市の偉人



田中正造翁（1841年～1913年）

明治時代に起きた「足尾鉱毒事件」。

足尾銅山で行う採掘や精錬作業等により周辺の山が荒れ、川が汚染され、農作物等に甚大な被害が出ました。

正造翁は河川流域の人々の窮状を訴え、当時の政府等と一生を捧げて闘い続けました。

真の文明は 山を荒らさず 川を荒らさず
村を破らず 人を殺さざるべし

この言葉は正造翁が晩年に日記に記した文明の在り方を問う言葉です。今、私たちは効率や快適さ、便利さ等を追求してきた文明觀を変えなければならぬ岐路に立たされています。

正造翁の「真の文明」論は、人命の尊重や自然との共生など、世界共通の目標である「持続可能な社会」を実現する上で基盤となる考え方を示しています。

6 人づくりの取組

基本理念のもとで人づくりに取り組むにあたって、次の視点をもって4つの力を育みます。

人づくりの視点 これからの社会を しなやかに生き抜く力をもった人づくり

「しなやかに生き抜く力をもった人づくり」とは

変化の激しい予測困難な時代を、多様な考えをもった人々と関わりながら活動することから、社会の変化を前向きに受け止め、出会った課題を粘り強く乗り越え、そのプロセスを生きる糧にできる力を備えた人材の育成を目指します。

人づくりには、時代に合わせた施設や設備の整備、組織や制度、体制を整えることが必要です。そこで、次の2つを柱に人づくりを推進します。

人づくりの柱	
1	人づくりの視点に立った人材育成
2	人材育成のための環境整備

また、自分らしい豊かな人生を送るために、幼少期の豊かな体験や、これからの人生の基礎を学ぶ、義務教育段階で培った学びをもとにライフステージに応じた学びを続けることが大切です。

そこで、「これからの社会をしなやかに生き抜く」ために、次の4つの力を育むことに努めます。

育みたい力	
①	社会で起きていることを自分のこととして考える力
②	対話や協働を通じて新しい考えを生み出す力
③	人との関係をうまくつくる力
④	多様な価値観に触れて共感する力

4つの力を育むためには

それぞれの力を身に付けるためには、各世代の人が関わり合いながら、自分の想いや願い考えを伝えていくこと、教えていくこと、そして、自分のもっている力を磨いていくことが重要です。

育みたい力① 社会で起きていることを自分のこととして考える力

大人には、子どもたちに自分が伝えていること、教えていることが、社会とどうつながりをもつことになるか、ということを意識して接すること、さらに、子どもたちが、「未来の社会を創っていくのは自分たちだ」と自覚できるよう、接することが求められます。

育みたい力② 対話や協働を通じて新しい考えを生み出す力

子どもたちが「様々な人たちと交流や協働、あるいは対話をする場を通して課題を解決するための新しい考えを生み出せる力」を育むために、大人は、子どもたちと積極的に触れ合うとともに、子どもたちが多様な他者と触れ合い、協働し対話できる環境づくりに努めることが必要です。

育みたい力③ 人との関係をうまくつくる力

人間関係づくりは、豊かな生活を送る上で最も大切な部分です。せっかく作り上げた関係も、時に壊れてしまい、修復がうまくいかないこともあります。

大人にはこれまでの経験をもとに、子どもたちに「人とともに生きていくことは大変だけど、そこには喜びがあり、幸せがある」ということを学べるよう導くことが求められます。

育みたい力④ 多様な価値観に触れて共感する力

子どもたちは、社会的な経験が少ないために、様々な生き方があることを知らない傾向があります。

そのため、世の中には様々な価値観をもち、多様な生活様式により生きている人がいるということを、子どもたちに伝えることが大人には求められます。

また、子どもたちが、社会の様々な人とのつながりを通して学んだり経験したりできる環境を整える責務があります。これらのこととは、大人にとっても多様な価値観に触れることがあります。

人づくりの取組を通して4つの力が身に付くことで、人々が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会も幸せや豊かさを感じられるものとなり、地域社会に根差したウェルビーイングが実現していくものと捉えています。

＜人づくりのイメージ＞

人づくりの視点

これからの社会を しなやかに生き抜く力をもった人づくり



ウェルビーイングとは

- ・ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。
- ・ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることで、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。
- ・我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素（協調的要素）が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有しているため、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められています。
- ・日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」が挙げられます。
- ・生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切です。

（第4期教育振興基本計画より一部抜粋し文末表現を整えてあります。）



国 第4期教育振興基本計画
(令和5年6月16日閣議決定)

7 教育の基本理念に基づく基本的方向

基本理念の実現に向けて、4年間（令和8（2026）年度～令和11（2029）年度）に本市教育が目指す5つの基本的方向を設定します。

特色ある教育と心の教育の推進	
基本的方向	1 特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。
安全で安心して学べる教育環境の整備	
基本的方向	2 子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。
教育を支える地域づくりの推進	
基本的方向	3 教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。
生活を豊かにする生涯学習の推進	
基本的方向	4 人生100年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。
歴史・文化資源の保存と継承	
基本的方向	5 佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛情と誇りを育みます。

8 施策の展開

○基本理念・人づくりの視点・人づくりの柱・基本的方向・施策の関係

理念	視点	柱	基本的方向	施 策
豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育	これから社会を しなやかに生き抜く力をもつた人づくり	人づくりの柱 1 人づくりの柱 2 人材育成のための環境整備	基本的方向1 特色ある教育と 心の教育の推進	1 確かな学力の育成に向けた教育の充実 2 豊かな心の育成に向けた教育の充実 3 健やかな体の育成に向けた教育の充実 4 グローバル化に対応する教育の充実 5 多様な教育的ニーズに対応した教育の充実 6 連続性・一貫性のある教育の推進 7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進 8 科学技術の基盤となる教育の推進 9 教職員の資質・能力の向上
			基本的方向2 安全で安心して 学べる教育環境 の整備	10 市立学校の適正規模・適正配置の推進 11 安全・安心で快適な学校施設の整備 12 安全を守り、学びを保障する取組の推進 13 教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保 14 学びのセーフティネットの構築と充実 15 教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり
			基本的方向3 教育を支える地 域づくりの推進	16 「地域とともににある学校づくり」への体制整備の推進 17 地域との連携・協働のための取組の推進 18 家庭教育支援の推進
			基本的方向4 生活を豊かにす る生涯学習の推 進	19 生涯学習の情報や機会の提供 20 生涯学習の成果を活かす取組の充実 21 青少年の健全育成の推進
			基本的方向5 歴史・文化資源 の保存と継承	22 歴史・文化資源の調査と適切かつ確実な保存・継承 23 歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進

○基本的方向1から基本的方向5の各施策に対する主な取組

基本的方向1 特色ある教育と心の教育の推進

○特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進 (2) 各種学力調査の結果に基づいた学力向上の推進 (3) 読書活動の推進
施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道徳教育の充実 (2) 人権教育の推進 (3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 (4) 体験活動の充実 (5) 読書活動の推進【再掲】
施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体力の向上に向けた体育活動の充実 (2) 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進 (3) 学校保健の充実 (4) 食育の推進
施策4	グローバル化に対応する教育の充実
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外国語教育の充実 (2) 異文化体験の充実 (3) 伝統と文化を尊重する教育の充実
施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育の充実 (2) 不登校児童生徒への支援の充実 (3) 帰国した児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実
施策6	連続性・一貫性のある教育の推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小中一貫教育の推進と充実 (2) 小中高連携、幼小連携の推進

施策7	主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進
主な取組	(1) キャリア教育の推進 (2) S D G s と関連付けた E S D の推進
施策8	科学技術の基盤となる教育の推進
主な取組	(1) 理数教育の充実 (2) 情報活用能力の育成
施策9	教職員の資質・能力の向上
主な取組	(1) 教職員研修の充実 (2) 調査研究等の充実



小学校の授業の様子（話し合い活動）



中学校の授業の様子
(1人1台端末の活用)



中学校の体育の授業



移動図書館の活用



教職員の研修
(パワーアップ研修講座)



異学年交流
(義務教育学校)

基本的方向2 安全で安心して学べる教育環境の整備

○子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

施策10	市立学校の適正規模・適正配置の推進
主な取組	(1) 義務教育学校の整備
施策11	安全・安心で快適な学校施設の整備
主な取組	(1) 学校施設の計画的な維持管理 (2) 学校施設・設備の保全と充実
施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進
主な取組	(1) 子どもたちの安全や学びを保障する取組の推進 (2) 通学路の安全対策の推進 (3) 学校給食の安全衛生管理の徹底
施策13	教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保
主な取組	(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用の推進 (2) 情報セキュリティの確立と徹底
施策14	学びのセーフティネットの構築と充実
主な取組	(1) 虐待の早期発見・早期対応 (2) 就学援助制度の充実 (3) 奨学金制度の充実 (4) 学校給食の無償化
施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり
主な取組	(1) 学校における働き方改革の推進 (2) 教職員の心身の健康の保持増進 (3) 学校支援体制の充実



通学路の合同点検



給食の調理

基本的方向3 教育を支える地域づくりの推進

○教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。

施策16	「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進
主な取組	(1) コミュニティ・スクールの推進 (2) 地域主体の学校支援ボランティア活動の推進 (学校地域応援団)
施策17	地域との連携・協働のための取組の推進
主な取組	(1) 地域の教育力を活かした教育活動の推進 (2) 地域連絡協議会の推進 (3) 学校や市教育委員会からの情報発信の充実
施策18	家庭教育支援の推進
主な取組	(1) 子育てに関する学習機会・相談機会の充実 (2) 地域ぐるみによる子育て活動への支援の推進 (3) 子どもの居場所づくりの支援の推進

基本的方向4 生活を豊かにする生涯学習の推進

○人生100年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。

施策19	生涯学習の情報や機会の提供
主な取組	(1) 生涯学習に関する情報提供の充実 (2) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供 (3) 高等教育機関や近隣の自治体との連携の推進 (4) 生涯学習施設の充実
施策20	生涯学習の成果を活かす取組の充実
主な取組	(1) 生涯学習の成果を発表、活用できる機会の充実 (2) 生涯学習の指導者の発掘と育成の推進
施策21	青少年の健全育成の推進
主な取組	(1) 青少年の交流機会の充実 (2) 青少年による地域活動やボランティア活動の推進

基本的方向5 歴史・文化資源の保存と継承

○佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛情と誇りを育みます。

施策22	歴史・文化資源の調査と適切かつ確実な保存・継承
主な取組	(1) 文化財等の調査及び保存・継承の推進 (2) 唐沢山城跡等の適切な保存整備と活用の推進
施策23	歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進
主な取組	(1) 歴史・文化資源の理解促進 (2) ふるさとの歴史や自然に触れる機会の充実 (3) 文化財等の保存・継承に係る担い手の創出

佐野市の国指定文化財



佐野の天明鉄物生産用具及び製品



銅梅竹文透釣灯籠



絹本着色菜蟲譜



木造エラスムス立像

第3章 各 論

基本的方向 1

特色ある教育と心の教育の推進

基本的方向 2

安全で安心して学べる教育環境の整備

基本的方向 3

教育を支える地域づくりの推進

基本的方向 4

生活を豊かにする生涯学習の推進

基本的方向 5

歴史・文化資源の保存と継承

○ 役割分担 について

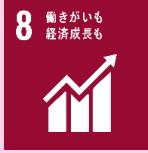
各施策の「役割分担」は、後期基本計画の役割分担から抜粋しています。

○ 関連事業、会議・研修等 について

各施策の「関連事業、会議・研修等」の欄には、本計画策定時の事業等の名称を記載しています。

基本的方向1

特色ある教育と心の教育の推進

【SDGs】	【目指す方向】
 4 質の高い教育をみんなに  8 働きがいも経済成長も	特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちに新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

【役割分担】	
市民	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒は、自ら生活習慣及び学習習慣を身に付けます。・保護者や地域は、子どもの成長を支援します。・保護者は、家庭教育の充実を図ります。・保護者や地域は、学校行事に積極的に参加したり、協力したりします。・保護者や地域は、児童生徒の「郷土愛の醸成」のための取組に参画します。・保護者や地域は、子どもの将来像について話し合います。
事業所	<ul style="list-style-type: none">・「地域とともにある学校」づくりへ積極的に参画し、児童生徒のキャリア教育や就業体験に協力します。・児童生徒の「郷土愛の醸成」のための取組に協力します。・家庭や地域と連携を図りながら児童生徒の学力及び体力向上のため、積極的な協力に努めます。・学校行事等に参画する保護者やこれから保護者となる従業員に対する理解やサポートに努めます。
学校	<ul style="list-style-type: none">・「一校一改革・一挑戦」を実践し、学力及び体力の向上を図ります。・教職員の研修に努めます。・実態に応じた小中一貫教育を推進します。・個別の教育支援計画を作成し、適切な指導と必要な支援を行います。・不登校児童生徒及びその保護者に対し、個々の状況に応じた柔軟な支援体制を工夫します。

【役割分担】

行政	<ul style="list-style-type: none"> 各学校が実践する学力及び体力向上のための「一校一改革・一挑戦」を支援します。 学校訪問等を通して、教職員の指導力向上のための指導・助言を行うとともに、研修の充実を図ります。 各学校が取り組む小中一貫教育を支援します。 地域の教育力を活かしながら児童生徒の活動の場を提供します。 個別の教育支援計画の作成を支援します。 不登校児童生徒の学びを支援します。
----	---

基本的方向1の施策と人づくりの柱との関連

施 策		人材育成	環境整備
施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実	○	○
施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実	○	○
施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実	○	○
施策4	グローバル化に対応する教育の充実	○	○
施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実	○	○
施策6	連続性・一貫性のある教育の推進	○	○
施策7	主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進	○	○
施策8	科学技術の基盤となる教育の推進	○	○
施策9	教職員の資質・能力の向上	○	○

施策1

確かな学力の育成に向けた教育の充実

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 学校は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、社会に開かれた教育課程^{※1}の実現、カリキュラム・マネジメント^{※2}の推進を通して、子どもたちに3つの資質・能力（「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性」）を育むことが求められています。
そのため、本市の各学校では、教育課程や授業の工夫改善に取り組んでいます。
- 各学校では、ＩＣＴの効果的な活用等を通して、児童生徒にとって「個別最適な学び」^{※3}と「協働的な学び」^{※4}が一体的に充実するよう、様々な学習方法を取り入れ、子どもが主体的に学べる多様な学びの実現に努めています。
- 本市の「全国学力・学習状況調査」の結果は、全国とほぼ同程度という状況にあります。
しかし、教科ごとの課題も見られることから、学校では学力調査の結果分析に基づく学力向上改善プランを作成し、課題の克服に取り組んでいます。
- 子どもたちが、豊かな語彙力、表現力、想像力、必要な情報を得る力を育むために、読書習慣が定着するよう、各学校では、本に親しむための様々な取組を行っています。

※1 社会に開かれた教育課程：教育目標や経営方針等を家庭や地域と共有し、社会と連携・協働しながら資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

※2 カリキュラム・マネジメント：各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保とともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

※3 個別最適な学び：「指導の個別化」と「学習の個性化」を図ることで実現される学び。

※4 協働的な学び：課題解決のために一人一人のよい点や可能性を生かし、多様な他者と協働する中で実現される学び。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	全国学力・学習状況調査の全国平均との比較 (全国学力・学習状況調査)	-1.4	1.2
2	「学校の授業時間以外に普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。」に対する30分以上の割合（全国・学力学習状況調査）	—	35%



1人1台端末を使った授業



大型提示装置を利用した授業



授業づくりの研修



学力向上推進リーダーとの
授業の振り返り



図書室での活動



読書活動

第3章 各論
基本的方向1

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(1) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
<p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげます。</p> <p>また、2学期制のよさや、児童生徒、地域の実情等を踏まえたカリキュラム・マネジメントを充実し、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図ります。</p>				

具体的な方策	内 容
①「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	多様な特性を有する子どもたちに対し「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して資質・能力の育成を図るために、教師の手立て等について研究を深め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が具体的な改善の視点であることに留意し、授業改善を推進します。
②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実	ICTの効果的な活用等を通して、子どもたち自身で立てた計画にそって進める学習や、学習課題・過程・形態等を子どもたち自身が判断して取り組む授業など、様々な方法を取り入れ「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組みます。
③カリキュラム・マネジメントの一層の推進	各学校の教育目標を実現するために、2学期制のよさや、児童生徒、地域の実態等を踏まえた教育課程を計画的、かつ組織的に編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントの推進を図ります。
④学校の独自性のある学力向上策の推進	「学力向上の一校一改革・一挑戦」を合言葉に、子どもたちの学力状況を踏まえ、各学校の主体性を生かした学力向上策を推進します。
⑤学校訪問指導の充実	学習指導要領の着実な実施に向けて、学校のニーズに応じた指導主事や学校教育指導員による学校訪問指導の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○学校教育指導計画作成事業	○学校訪問（共同訪問・計画訪問・要請訪問）
○学習指導主任研修会	○教育DX推進事業
○教育団体（校長会、教頭会、小教研、中教研）との連携 等	

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(2) 各種学力調査の結果に基づいた学力向上の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	—
国や県、市で実施している各種学力調査の結果を分析し、客観的な根拠に基づいた学力向上を推進します。				

具体的な方策	内 容
①各種学力調査の分析・活用による学力向上策の推進	学校では「主体的・対話的で深い学び」が実現した子どもの学びの姿を明らかにし、教師の手立て等についての研究を深め、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。

関連事業、会議・研修等	
○諸検査実施委託事業	○教職員の指導力向上事業

佐野市版「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点	
令和7年5月 佐野市教育委員会	
★授業改善のために、必要な視点を取り入れて、授業づくりをしてみましょう。	
	教師の視点
単元計画の工夫改善	<input type="checkbox"/> 本単元や本時を通して、児童生徒に身に付けさせる資質・能力を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒が本単元や本時で働く「見方・考え方」を明確にし、それを働くことができる学習活動を設定している。※参考資料 下記 2次元 Code <input type="checkbox"/> 学習のめあて(ねらい)の達成につながるような教材・教具の工夫をしている。(ICTを必要な学習場面に効果的に位置付けているなど。) <input type="checkbox"/> 体験的な学習や問題解決的な学習を必要な学習場面に効果的に位置付けている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の活動時間が十分に確保されている授業プランとなっている。 (教師の話す時間の長さの適切さ)
導入の工夫	<input type="checkbox"/> 「追究したい、解決したい」と思える導入場面の工夫により、児童生徒の学習意欲を喚起している。 <input type="checkbox"/> 本時の学習のめあて(ねらい)を明確にし、児童生徒にとって必要感のある学習課題を設定している。 <input type="checkbox"/> 「どのようなことができるようになればよいのか」「どのような学習を行うのか」など、学習の見通しをもたせている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒が自分の考えをもち、表現できる機会(個、ペア、グループ、全体)を適切に設定している。 <input type="checkbox"/> 学習の流れや思考の様子などが分かる板書などを工夫している。 <input type="checkbox"/> 言語活動(話合い、発表、討論など)の充実のための工夫(思考ツール等)をしている。 <input type="checkbox"/> 授業の中で自分の考えなどを書く活動を計画的に位置付けている。 <input type="checkbox"/> 「全ての子どもが安心して学べるための手立て」を考え、授業に臨んでいる。 【まとめ】 <input type="checkbox"/> 「まとめ」は「めあて」と整合性があるものになっている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の考えを生かして、全体でまとめを共有するなどを通して、本時の授業で「何を学んだか」が明確にされている。
一単位時間の指導過程の工夫改善	<input type="checkbox"/> 学力向上コーディネーター※1 による授業づくりの研修
終末の工夫	  学力向上推進リーダー※2による 授業支援

授業改善に関するリーフレット（部分）
(市教育委員会作成)

※1 学力向上推進コーディネーター：学校組織マネジメントや学習指導について豊富な知識と経験を有する県教育委員会専任の職員。

※2 学力向上推進リーダー：市内の複数の学校に勤務し、それぞれの学校において教員への個別助言や担任とともに授業を行うことで、学校全体の学力向上を目指す教員。

第3章 各論
基本的方向1

施策1	確かな学力の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(3) 読書活動の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
魅力ある学校図書館や市立図書館づくりを通して、子どもたちの自発的な読書習慣の形成や課題解決に必要な情報を図書資料から得る力等の育成を図ります。				

具体的な方策	内 容
①「佐野市こども読書活動推進の手引き」の推進	「佐野市こども読書活動推進の手引き※1」に基づき、家庭・地域・学校で子どもたちが主体的に読書に取り組むことができるよう、子どもたちの読書活動を推進します。 併せて、蔵書の充実や電子図書館など読書環境の整備を推進します。
②学校図書館事務員の計画的な配置	学校図書館の蔵書管理等を担当する学校図書館事務員を配置し、子どもたちの読書活動の活性化や学習活動での利用促進を図ります。

関連事業、会議・研修等
○佐野市こども読書活動推進の手引き ○学校図書館事務員の配置

学校図書館を利用する子どもたちと
学校図書館事務員佐野市こども読書活動
推進の手引き

※1 佐野市こども読書活動推進の手引き：平成20(2008)年3月に「第1期佐野市子ども読書活動推進計画」を策定し第3期まで取り組んできました。また、令和4(2022)年3月に「佐野市子ども読書活動推進プラン」を策定し様々な事業を展開してきました。本手引きは、これまでの成果と課題を踏まえ、本市の子どもたちの読書活動を推進するため令和8(2026)年3月に策定します。

施策2 豊かな心の育成に向けた教育の充実

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 全国的に子どもたちの心の成長に関する多くの課題（生活リズムの乱れ、いじめ等の問題行動、忍耐力及び規範意識や対人関係能力の低下、社会性の未発達、自尊感情の低さ等）が指摘されています。
経済的に困難な子育て世帯や児童虐待の相談件数の増加が見られることから、子どもたちの変化を見逃さないよう、学校と市教育委員会で連携し様々な取組を行っています。
- スマートフォン等の情報通信技術の発達と浸透による、コミュニケーション方法の変化に伴い、対人関係トラブルやSNS上の誹謗中傷やいじめが社会問題となっています。
子どもたちが巻き込まれる犯罪等も起きているため、本市では、未然防止、早期発見、適切な対応に努めています。
- 「特別の教科 道徳」では、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることが求められ、各学校では子どもたちの心に響く道徳の授業を目指して授業改善に取り組んでいます。
- 子どもたちの豊かな心の育成に向けた取組をより一層推進するため、各学校では道徳教育の充実をはじめ、人権教育の推進、いじめや問題行動の防止への取組、体験活動の充実などに努めています。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	認知したいじめの解消率（単年度）	80.2%	100%
2	「道徳の授業では自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合（全国学力・学習状況調査）	91.1%	95.0%
3	スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援したケース数	68 ケース	100ケース
4	「誰に対しても思いやりの心をもっている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合（全国学力・学習状況調査）	92.3%	94.0%

第3章 各論
基本的方向1

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(1) 道徳教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
道徳教育の要である道徳の授業の創意工夫を図るとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①指導体制の整備の推進と道徳教育の充実	校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備の推進を図り、教育活動全体を通じた道徳教育の充実に努めます。
②道徳の指導の工夫改善	子どもたちの道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を養うため、道徳の指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について研究実践に努めます。
③「道徳教育全体計画」「別葉」等の定期的な見直し	道徳教育の目標達成のための「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期等を整理した「別葉」の定期的な見直しを図り、児童生徒、学校及び地域の実態に即した道徳教育の推進を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○学校訪問指導	○パワーアップ研修講座



道徳の授業

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(2) 人権教育の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
佐野市人権教育基本方針、第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画（改訂版）等に基づき、学校教育、社会教育等の相互の連携を図りながら、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を解決するための人権尊重の精神の涵養を図ります。				

具体的な方策	内 容
①人権教育に関する研究の推進と研究成果の活用	市教育委員会指定による人権教育研究校での実践的な研究や佐野市立小中学校人権教育研究会による研究の成果を活かした人権教育の推進を図ります。
②人権教育に関する研修の推進	人権教育に関する教職員の研修機会の設定や校内研修等で活用できる映像資料の整備の充実等を計画的に行い、人権教育に関する研修の推進を図ります。

関連事業、会議・研修等
○学校教育における人権教育研究推進事業、人権教育研究会運営事業
○人権教育主任会議、人権教育研修会Ⅰ



人権教育研究校での発表



人権教育主任会議



佐野市人権教育・
啓発推進基本計画(改訂版)

第3章 各論
基本的方向1

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
多様化するいじめや問題行動等に対応するために児童・生徒指導体制を確立し、組織的に未然防止や早期発見、適切な対応に努めます。				

具体的な方策	内 容
①児童・生徒指導体制の確立	子どもたち一人一人の理解に基づいた児童・生徒指導を推進するとともに、学校と関係機関等が連携・協働して、組織的に対応する児童・生徒指導体制の確立を図ります。
②学級経営を基盤とした児童・生徒指導の充実	日頃から学級経営の充実を図り、学業指導 ^{※1} をはじめ、全教育活動における児童・生徒指導の充実強化に努めます。
③いじめ防止基本方針に基づく対策の推進	「佐野市いじめ防止基本方針 ^{※2} 」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する子どもたちの認識を深めるとともに、いじめの予防、早期発見、適切な対応に努めます。
④宣誓「STOP THE いじめ」等を活用した啓発の推進	市教育委員会で策定した宣誓「STOP THE いじめ」や「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」 ^{※3} を掲載したクリアファイルを子どもたちに配布し、いじめゼロに向けた意識の高揚を図ります。
⑤いじめ防止アドバイザーの配置と活用の促進	専門的な見地から助言を行う外部のいじめ防止アドバイザーを配置し、対応が困難ないじめ問題の解決に向けて取り組みます。

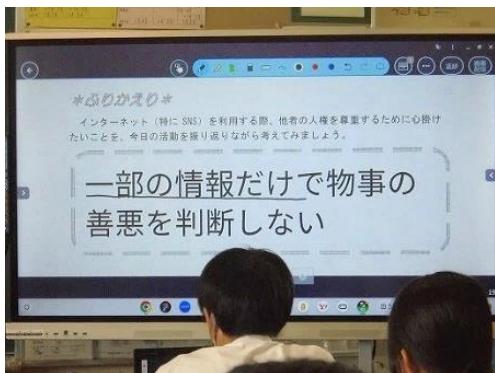
※1 学業指導：それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し社会性を身に付けたり、意欲的に学習に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のこと。（学業指導の充実に向けて－学業指導をすべての教職員が進められるために－ 平成24(2012)年3月栃木県教育委員会より引用）

※2 佐野市いじめ防止基本方針：平成25(2013)年9月のいじめ防止対策推進法の施行を受け、本市のいじめ防止の基本方針として平成27(2015)年11月に策定しました。（最終改定 平成31（2019）年3月）

※3 佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言：平成26（2014）年8月に「いじめゼロさのまるサミット」を開催し、宣言を採択しました。これを受け、「いじめゼロ大人宣言」（佐野市の青少年とともに育つ市民の会）も採択され、学校、家庭、地域が一体となり、いじめの未然防止等の取組を推進しています。

具体的な方策	内 容
⑥教育相談の充実	市教育センターへの相談業務を担当する職員の配置や学校への心の教室相談員の配置を通して、悩みをもつ子どもたちや保護者等に対する相談支援の充実を図ります。
⑦スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置と活用の促進	児童・生徒指導上の諸課題に対応するために、学校や子どもたち、家庭を福祉機関等につなげ支援するスクールソーシャルワーカー(SSW) ^{※4} を市教育センターに配置し、その活用の促進を図ります。
⑧デジタル・シティズンシップ教育の推進	デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力であるデジタル・シティズンシップを育むため、学校においては、1人1台端末の活用を図り、自主的なルールづくり等を推進し、適切な使い方が身に付くよう指導を行います。また、家庭に対して啓発通知の配布を行い、保護者から子どもへよりよいSNS等の利用の推進を呼びかけます。

関連事業、会議・研修等	
○いじめ問題対策事業	○スクールカウンセラー活用事業
○いじめ防止アドバイザー活用事業	○県スクールソーシャルワーカー
○いじめ防止推進事業	活用事業
○教育相談事業	○心の教室相談員活用事業



情報モラルに関する授業



田沼東中学校区 いじめ0(ゼロ)サミット

※4 スクールソーシャルワーカー(SSW)：法律や制度を活用し、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しをし、児童生徒の悩みや課題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

第3章 各論
基本的方向1

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(4) 体験活動の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの成長の糧となる社会や自然、人、文化など様々な対象に直接関わる豊かな体験活動の充実を図ります。				

具体的な方策	内容
①学校や地域の特色を生かした体験活動の推進	学校や地域の特色を生かした自然体験活動や社会奉仕体験活動等を計画的に位置付け、推進を図ります。
②子どもたちの文化芸術鑑賞・文化芸術体験の充実	子どもたちが間近で本物の音楽・演劇・美術に触れる、伝統文化等を体験する、といった体験機会の充実を図ります。
③異年齢の交流活動の充実	異年齢の人と関わる喜びを育むために「縦割り班活動」「異学年交流」等の交流活動の充実を図ります。
④豊かな体験を積める機会(市主催・共催行事)の設定	子どもたちが豊かな体験を積むことができるよう、子ども会ジュニアリーダー研修会等の体験活動機会の設定を図ります。

関連事業、会議・研修等
○子どもふれあい文化芸術事業
○子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業
○佐野・芦屋青少年交流事業
○郷土博物館 学校利用推進事業
○葛生化石館 出張講座



芸術鑑賞会

施策2	豊かな心の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(5) 読書活動の推進(再掲)			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
これから的人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない読書を通して、子どもたちの感性の醸成、豊かな創造力や想像力の育成に努めます。				

施策3 健やかな体の育成に向けた教育の充実

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 健康や体力は、私たちが生涯にわたり、いきいきと生活するために不可欠なものです。
義務教育段階では、子どもたちが運動の楽しさを実感できるような体育授業の実践や、早寝早起き、朝ごはんなどの基本的な生活習慣を獲得するための取組等を推進していくことが求められているため、各学校では、実情に合わせた様々な取組を行っています。
- 本市の子どもたちの体力や生活習慣等の状況については、令和6（2024）年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、体力に関しては、小学生・中学生の男女ともに全国とほぼ同程度という結果でしたが、柔軟性や投力など種目によっては課題が見られます。
- 本市の子どもたちの1日当たりの運動時間を県の平均と比較すると、1時間未満の割合が多く、1時間以上の割合が少ないとから、運動時間が短い傾向にあります。
- 健康に関しては、感染症やアレルギー疾患など、子どもたちを取り巻く健康課題は多様化しています。
そのため、学校生活において様々な配慮をしなければならないケースが増加しており、各学校では、学校保健の充実や食育の推進に取り組んでいます。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	新体力テストの平均得点の全国平均との比較 (単年度)	-0.4	2.3
2	「朝食を毎日食べている。」に対する「あまりしていない」「全くしていない」の割合 (全国学力・学習状況調査)	8.8%	0%

第3章 各論
基本的方向1

施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(1) 体力向上に向けた体育活動の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
運動の楽しさを味わい体力向上につながる体育活動の充実や指導の工夫改善を図るとともに、学校部活動の地域展開を見据え、持続可能かつ効果的な部活動運営のための取組を進めます。				

具体的な方策	内 容
①運動の日常化の推進	「体力向上の一校一改革・一挑戦」を合言葉に「できる」「分かる」喜びを実感できる体育の授業や業間運動 ^{※1} 、外遊びの奨励など、各学校の実態に応じた特色ある体力向上の取組を通して、子どもたちの運動の日常化を推進します。
②新体力テストの実施及び分析と活用	全校で新体力テストを実施し、その結果の分析に基づく子どもたちの体力向上に向けた指導の工夫改善に取り組みます。
③部活動地域展開の推進	学校と地域との連携・協働により部活動地域展開 ^{※2} を推進し、学校部活動に代わる新たな生徒の活動の場として、地域クラブ活動 ^{※3} を実施します。
④持続可能な運動部活動の実現	部活動地域展開を見据え、「佐野市運動部活動の在り方に関する方針」 ^{※4} に基づく部活動休養日の設定、専門的な技術や指導力を備えた部活動指導員や外部指導者の配置、学校単位から一定規模の地域単位での部活動の在り方の研究など、持続可能な部活動の実現に向けた取組や研究を推進します。

※1 業間運動：小学校などで行われる、授業と授業の間の休憩時間（業間）などに行う運動活動のこと。

※2 部活動地域展開：少子化が進む中で、部活動の休部・廃部により、単独では試合に出られない学校も増えるなど、学校単位での活動の維持が困難なことから、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保をするため、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ学校から地域へ展開していく取組のこと。

※3 地域クラブ活動：社会教育法上の「社会教育」の一環として実施される学校の教育課程外の活動。

※4 佐野市運動部活動の在り方に関する方針：学校や地域の実態に応じた多様な運動部活動の形を構築することを目的として本市の基本方針を平成31（2019）年3月に策定しました。

関連事業、会議・研修等

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○小学校部活動支援事業 | ○中学校部活動支援事業 |
| ○小学校部活動指導者派遣事業 | ○中学校部活動指導者派遣事業 |
| ○小学校体育連盟記録会等開催支援事業 | |
| ○中学校体育連盟大会開催支援事業 | ○中学校運動部活動指導者派遣事業 |
| ○部活動地域移行推進事業 | ○部活動地域移行推進協議会運営事業 |
| ○生涯スポーツ・競技スポーツの推進 | |



業間運動(持久走)



新体力テストの実施



地域クラブ活動



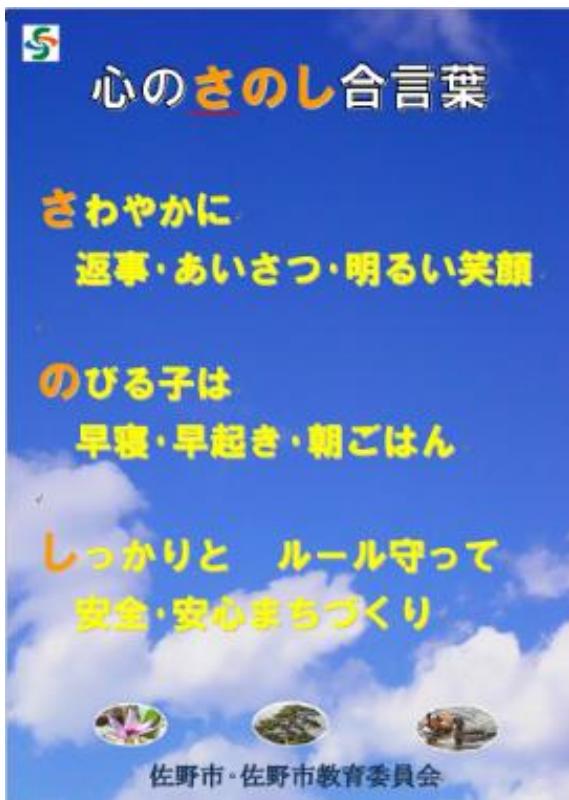
部活動指導員による部活動の指導

第3章 各論
基本的方向1

施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(2) 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの心身の健康の基盤であり、自己管理能力を習得するための基礎となる基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①「心のさのし合言葉」を活用した啓発の推進	平成18(2006)年に市と市教育委員会で策定した「心のさのし合言葉」を学校生活で活用できるようポスター やクリアファイル等を配布し、合言葉を通した基本的な生活習慣への意識付けを図ります。
②「中学生のための礼儀・作法読本」の活用	中学校1年生・義務教育学校7年生を対象に「中学生のための礼儀・作法読本」を配布し、発達の段階に応じた礼儀作法の習得を図ります。

関連事業、会議・研修等
○心の教育推進事業 ○中学校道徳副読本整備事業



心のさのし合言葉



中学生のための礼儀・作法読本



礼儀・作法読本を利用した授業

施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(3) 学校保健の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するために学校内の組織体制の整備や関係機関との連携を図り、全教職員で学校保健（保健管理・保健教育）の充実に努めます。				

具体的な方策	内 容
①保健管理・保健教育の充実	各学校の学校保健計画に基づき、関係機関や関係各課との連携の下、性に関する指導、薬物乱用防止、生活習慣病予防、感染症予防、熱中症予防、がん教育等の指導の充実を図るとともに、適切な日常の健康観察や定期健康診断、学校環境衛生活動等の実施に努めます。
②歯の健康の保持増進	日常の歯磨き指導や保護者の同意を得た児童を対象に週1回フッ化物洗口を実施し、子どもたちの歯の健康の保持増進を図ります。
③感染症の予防と対策の徹底	感染症予防の啓発と指導の徹底による子どもの健康意識の向上を図るとともに、学校医等との連携、学校等欠席者感染症情報システムによる情報収集等を通して、感染症に対する予防と対策の徹底を図ります。

関連事業、会議・研修等
○小学校児童フッ化物洗口事業 ○小学校・中学校健康管理支援事業



フッ化物洗口



薬物乱用防止教室

第3章 各論
基本的方向1

施策3	健やかな体の育成に向けた教育の充実			
主な取組	(4) 食育の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校と家庭が連携して食育の推進に取り組みます。				

具体的な方策	内 容
①「食に関する指導全体計画」に基づく食育の推進	栄養教諭 ^{※1} の専門性を生かした食に関する授業や栽培収穫体験等を学校の「食に関する指導全体計画」に位置付け、食育を計画的に推進します。
②「食育だより」等による啓発の推進	「食育だより」「給食だより」の発行や「佐野市学校給食料理集」の紹介(ホームページ)等を通して、学校給食による食育の啓発を図ります。
③学校給食を通した佐野市の食文化理解の促進	郷土料理である「しもつかれ」や佐野のご当地グルメ「いもフライ」「佐野黒から揚げ」などを提供する、地場産物を取り入れる、季節や旬に配慮するなど、献立を工夫することを通して、本市の食文化の理解の促進を図ります。

関連事業、会議・研修等
○「食育だより」・「給食だより」発行
○「佐野市学校給食料理集」の紹介(ホームページ)



栄養教諭による食に関する指導

※1 栄養教諭：「栄養教諭制度」は、平成17(2005)年の改正学校教育法と教育職員免許法に基づいて創設されました。栄養に関する専門的知識・能力に加え、児童生徒の心理や発達の段階に配慮した指導ができる、教育の専門家としての資質能力をもった栄養教諭免許状を有する職員。令和7(2025)年度現在、本市には3名配置されています。

施策4 グローバル化に対応する教育の充実

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- グローバル化が進展する中、本市の子どもたちが、語学力・コミュニケーション力をはじめ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ、主体性や積極性などグローバル人材に必要とされる様々な力や態度を身に付けるため、各学校では様々な取組を行っています。
- 小学校の高学年で外国語が教科化されるとともに、中学校の指導内容も高度化しました。教員はこれまで以上に子どもたちの英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが求められており、本市の教職員は指導力を高めるため、研さんに努めています。
- 異文化を理解するためには、自国の文化理解が基盤となります。各学校ではふるさと学習を通して、郷土の伝統文化等への理解を深める学習活動を展開しています。
- 生徒を対象とし、ニュージーランドのファンガレイ市との交流や児童を対象としたEnglish Camp等を開催し、異文化体験や英語で意思疎通を行う体験の充実を図っています。
- 異文化に対する理解は、基盤となる自国文化の理解と併せて、異なる文化や生活様式をもつ人々との交流活動も大切です。
市や各学校において、異文化に対する理解を深めるための取組の充実を継続して図る必要があります。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	英検3級程度以上の英語力を身に付けている生徒の割合	47.2%	50.0%
2	「今までに受けた英語の授業では、英語で自分自身の考え方や気持ちを伝え合うことができていた」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	74.7%	80.0%

第3章 各論
基本的方向1

施策4	グローバル化に対応する教育の充実			
主な取組	(1) 外国語教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
小学校外国語活動、小学校外国語科、中学校外国語科の接続に配慮した指導を重視し、教員の指導力や専門性を向上させることを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力を高めるための教育の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①英語によるコミュニケーション能力の育成の推進	子どもたちの英語への興味関心を高め、英語で自分の気持ちや考えをやり取りさせる授業実践等を通して英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。
②外国青年英語指導助手(ALT)による指導の充実	ALTの計画的な訪問により、子どもたちが生きた英語に触れる機会をつくるとともに、定期的にALTの研修を実施し、ALTの指導力の向上を図ります。
③高等教育機関等と連携した教員研修の充実	教員が自信をもって英語で授業を行うことができるよう、高等教育機関等と連携した教員の英語の指導力向上研修の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○佐野市立学校英語授業研究会、ALT研修会
○佐野日本大学短期大学英語教育連携事業
○外国青年英語指導助手指導事業
○資格試験等受験料助成事業



教員とALTによる授業

施策4	グローバル化に対応する教育の充実			
主な取組	(2) 異文化体験の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの異文化体験を充実させ、異なる文化や習慣等をもつ人々を理解し受容しながら共生していく力の育成を図ります。				

具体的な方策	内 容
①国際交流活動の推進	ニュージーランドのファンガレイ市との生徒間交流を通して、相互理解と友好親善を深め、国際的視野を広め、豊かな国際感覚を身に付けることを目指します。
②子どもたちが英語に触れ挑戦できる機会の充実	異文化を肌で感じる機会として、「クリケット国際交流事業」を通したクリケットの体験、高等教育機関と連携した児童対象の「English Camp」や国際交流協会と連携した「英語であそぼう」を開催し、英語や異文化への興味関心を高めます。

関連事業、会議・研修等
○佐野日本大学短期大学英語教育連携事業
○外国青年英語指導助手指導事業 ○ファンガレイ市中学生交流事業
○クリケット国際交流事業



ファンガレイ市中学生交流事業

第3章 各論
基本的方向1

施策4	グローバル化に対応する教育の充実			
主な取組	(3) 伝統と文化を尊重する教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
佐野市の各地域の伝統や文化を学んだり体験したりする学習など、郷土への理解を深め、誇りや愛着を育むための教育を推進します。				

具体的な方策	内 容
①ふるさと学習の推進	各学校で地域の伝統文化や歴史を学んだり豊かな自然に触れたりするふるさと学習を計画的・系統的に実施し、子どもたちの郷土を知り、郷土を誇りに思う心情の育成を図ります。
②社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実	児童の郷土理解が深まるよう小学校及び義務教育学校前期課程の3、4年生が使用する社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実を図ります。
③「佐野かるた」の活用促進	佐野市の名所や歴史・年間行事、ゆかりの人物等を紹介するために佐野市子ども会連合会が作成した「佐野かるた」を社会科の授業やかるた取り大会等で活用し、郷土への興味関心を高めます。

関連事業、会議・研修等
○3・4年生社会科副読本発行事業 ○佐野かるた取り大会



芦毬獅子舞の披露



飛駒和紙の原料“トロロアオイ”的栽培

施策5 多様な教育的ニーズに対応した教育の充実

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導^{※1}を受けている児童生徒や医療的ケア児^{※2}も増加傾向にあり、一人一人の子どもたちに応じた適切な教育的支援が必要とされています。
また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{※3}構築のための特別支援教育の推進が求められており、本市も特別支援教育の推進に努めています。
- 多様な教育的なニーズに対応するため、国の法整備等も進み、本市では、教育機会確保法^{※4}の理念を尊重し、各種事業に取り組んでいます。
- 不登校の要因は、学校や家庭に関わることだけではなく、様々な背景等が複雑に絡んでいます。
本市では、学校と関係機関の連携、不登校児童生徒支援教室「みんなのまなびば^{※5}」の運営や各種事業を通して、児童生徒と保護者の状況に応じた支援を行い、各学校では校内教育支援センター^{※6}の設置に努めています。
- 日本で就労する外国人の増加により、外国人児童生徒数も増え、日本語指導や適応指導の必要性が一層増しています。
本市では、日本語教室の設置や日本語教室指導員を配置しています。

※1 通級による指導：大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を、主に在籍校もしくは、他校に設置されている通級指導教室等で受ける教育形態。

※2 医療的ケア児：学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等。

※3 インクルーシブ教育システム：障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みです。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされています。

※4 教育機会確保法：正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28（2026）年12月14日公布）。学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性、不登校の子どもたちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律。

※5 みんなのまなびば：不登校児童生徒一人一人に適した活動を実施することにより、社会的自立の基礎となる力を身に付けるための指導及び支援を目的とした不登校児童生徒支援のための施設。本市は2箇所設置しています。

※6 校内教育支援センター：学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談や学習のサポートを行う場所。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	障がいのある児童生徒の特性に応じた指導上の工夫を十分行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	38.5%	58.0%
2	「みんなのまなびば」への児童生徒の通室数 (延べ日数)	1,070日	1,950日
3	日本語指導が必要な児童生徒が日本語教室等で指導を受けている割合	81.6%	85.0%



特別支援学級の授業



通級指導教室の授業



みんなのまなびば アクティヴ



みんなのまなびば マイルーム



校内教育支援センター(小学校)



校内教育支援センター(中学校)

施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実			
主な取組	(1) 特別支援教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、特別支援学級や通常の学級等における指導の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①インクルーシブ教育システムのための教育環境づくりの推進	障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、一人一人の教育的ニーズ等に応じた合理的配慮 ^{※1} （基礎的環境整備 ^{※2} を含む）の下で、できるだけ同じ場で共に学ぶことができるような教育環境づくりに努めます。
②特別支援学級における指導及び通級による指導の充実	個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、その発達の段階や障がいの実態に合った指導の充実を図るとともに、特別支援学級支援員の活用など学習支援体制の強化を図ります。
③通常の学級における特別な教育的支援の充実	通常の学級で学ぶ特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対して、適切な指導や必要な支援が行えるよう、特別支援教育に関する校内体制の一層の工夫改善に努めます。
④特別支援教育におけるICTの活用	1人1台端末等、子どもたち一人一人の指導や支援に適したICTの活用を図ります。

関連事業、会議・研修等
○さわやか教育指導員配置事業
○さわやか健康指導員配置事業
○特別支援学級支援員配置事業
○特別支援教育研修会
○特別支援教育コーディネーター連絡会議
○教育支援委員会運営事業
○通級による指導連絡会議、通級による指導担当者会議
○巡回相談事業
○スクーリング・サポート事業
○特別支援教育研究会作品展開催事業

※1 合理的配慮：障がいのある子どもが、他の子どもたちと同様、公平に教育の機会に参加することを目的とし、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のこと。
 ・障がいの特性や具体的な場面・状況に応じて「個別」に必要となるもの。
 ・体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの。

※2 基礎的環境整備：教材の確保や施設・設備の整備等の「合理的配慮」の基礎となる環境整備のこと。

第3章 各論
基本的方向1

施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実			
主な取組	(2) 不登校児童生徒への支援の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
教育機会確保法の理念を尊重し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、関係機関等と連携し、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めます。				

具体的な方策	内 容
①アクティヴ・マイルームでの不登校支援の充実	市内2か所に設置している不登校児童生徒支援教室(みんなのまなびばアクティヴ、みんなのまなびばマイルーム)において、不登校児童生徒に社会的自立の基礎となる力を身に付けるための指導及び支援の充実を図ります。
②不登校支援フォーラムの開催等、関係者と協力・連携した取組の実施	不登校児童生徒の保護者等を対象に、不登校支援に関わる方の話を伺い、不登校児童生徒への支援の在り方や大切な考え方等について理解を深め、関係者が、協力・連携した支援の在り方を考えていきます。
③児童・生徒指導体制の確立 [再掲] ④教育相談等の充実 [再掲] ⑤スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置と活用の促進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策2】 【主な取組】(3)いじめ、問題行動等防止対策の推進

関連事業、会議・研修等
○不登校児童生徒支援教室運営事業
○教育相談事業
○心の教室相談員活用事業



不登校支援フォーラム

施策5	多様な教育的ニーズに対応した教育の充実			
主な取組	(3) 帰国した児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
日本語教室における日本語指導や適応指導、日本語教育指導員による巡回指導等を通して、帰国した児童生徒や外国人児童生徒が学校生活に適応できるよう支援の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①日本語教室での日本語指導等の充実	学校に日本語教室を設置し、一人一人の習熟度に応じた日本語指導、適応指導、教科指導の充実を図ります。
②日本語教室指導員による巡回指導の充実	スペイン語・ポルトガル語等を専門とする日本語教室指導員が定期的に巡回指導をし、母語による支援を行います。さらに、家庭訪問や教育相談時の通訳をはじめ、外国人児童生徒の指導に関する様々な支援の充実を図ります。
③外国人児童生徒やその保護者への支援の充実	外国人児童生徒やその保護者が日本の学校生活を理解し適応できるよう、1人1台端末で使用できる翻訳アプリの活用、就学に必要な手続きの補助、必要な通知の翻訳、進学に関する情報提供等の支援の充実を図ります。
④外国人児童生徒の受入体制の研究推進	本市の外国人児童生徒数の増加傾向を受け、本市の実情にあった受入体制について研究を推進します。

関連事業、会議・研修等
○日本語教室担当者会議
※日本語教室設置校（佐野小、天明小、植野小、犬伏小、犬伏東小、城東中）
○外国人児童生徒教育拠点校（佐野小、天明小、植野小、犬伏小、城東中）



日本語教室での授業

施策6 連続性・一貫性のある教育の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 幼小や小中等の間に切れ目がない、連続性・一貫性のある教育を進めるとの重要性が増し、全国的に多くの取組が実践されています。
平成18（2006）年には教育基本法が改正され、第5条第2項に義務教育の目的が明記されました。
そして平成19（2007）年には学校教育法の第21条が新設され、義務教育の9年間に共通した目標が規定されました。
本市でも幼小連携、小中一貫教育、中高連携の推進を図り、各段階をつなぐ取組を積み重ねてきました。
- 小中一貫教育については、本市の義務教育の特徴として、平成24（2012）年度から推進しており、中学校区ごとの推進ブロックでは育成を目指す児童生徒像やグランドデザインを設定し、小学校と中学校の教員が共通認識の下、9年間の学びの連続性を意識した教育活動に取り組んでいます。
- 令和2（2020）年度に開校した本市初となる義務教育学校「あそ野学園義務教育学校」の取組をモデルとして、さらに小中一貫教育を推進していきます。
- 幼小、小中等の各段階の円滑な接続を図り、連続性・一貫性のある教育を展開することは、子どもたちの健やかな成長や新しい時代に必要な資質・能力の育成のために重要です。
今後もその重要性を認識し、本市における取組の推進を図ります。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	教科の接続等について、中学校と連携している小学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	55.5%	94.0%
2	小中合同の授業研究などの合同研修を実施した学校の割合	100%	100%

施策6	連続性・一貫性のある教育の推進			
主な取組	(1) 小中一貫教育の推進と充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
本市では、平成24（2012）年から小中一貫教育を推進し、令和2（2020）年4月にあそ野学園義務教育学校、令和5（2023）年4月に葛生義務教育学校が開校しました。今後も、義務教育9年間を一体的に捉え子どもたちの成長と学びの連続性を重視した教育のより一層の推進と充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①各推進ブロックのグランドデザインに基づいた小中一貫教育の推進	各推進ブロックで設定したグランドデザインに基づき、子どもたちや教職員の交流や連携を図り、系統的な学習指導やきめ細かな児童・生徒指導を推進します。
②あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校の取組や成果等の共有	義務教育9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施しているあそ野学園義務教育学校や葛生義務教育学校の取組や成果等を市内各学校で共有化し、小中一貫教育をより一層推進します。

関連事業、会議・研修等
○第2次小中一貫教育推進計画 ○小中学校適正配置推進事業



小中一貫推進ブロックの研修

乗り入れ授業^{※1}

※1 乗り入れ授業：義務教育学校前期課程の授業を前期課程の担任と後期課程の教諭が一緒に行う授業。

第3章 各論
基本的方向1

施策6	連続性・一貫性のある教育の推進			
主な取組	(2) 小中高連携、幼小連携の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
市内の公立・私立の義務教育段階の学校間及び高等学校との連携、市内の保育園・認定こども園と小学校・義務教育学校前期課程における連携による情報の共有と活用を通して、円滑な接続と学校生活への適応支援を推進します。				

具体的な方策	内 容
①市内公私教育連絡協議会の運営	市立学校と市内の県立学校、私立学校で公私教育連絡協議会を設置し、課題の共有、学校間の連携推進等に取り組み、効果的な児童・生徒指導や進路指導等の推進を図ります。
②幼小連携教育研究会の充実	幼小の教員が互いの教育を理解し、見通しをもって教育活動を展開できるよう、佐野市教育会と市教育委員会の共催による幼小連携教育研究会(平成5(1993)年発足)での研修や研究協議の充実を図ります。
③「スタートカリキュラム」による円滑な幼小接続の推進	各小学校・義務教育学校前期課程において編成した幼児期の学びの芽生えと児童期の自覚的な学びをつなぐ「スタートカリキュラム」※1を通して、子どもたちが小学校生活に円滑に移行できるように努めます。
④中高連携の推進	生徒指導や進路指導に関して市内の中学校・義務教育学校後期課程等と高等学校での情報共有等の連携推進を図ります。

関連事業、会議・研修等
○公私教育連絡協議会設置事業
○幼小連携教育研究会



幼小連携教育研究会

※1 スタートカリキュラム：小学校や義務教育学校に入学した児童が、幼児期の遊びや生活を通じた学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し学ぶことができるようにするため、生活科を中心に合科的・関連的な指導の充実を図るためのカリキュラム。

施策7

主体的に社会に関わる力の育成に向けた
教育の推進

人づくりの柱との関連

人材育成



環境整備



現状と課題

- 経済社会構造の変化に伴い、職業の変化や新たな職業の誕生、雇用形態の多様化や就労期間の長期化等が起こることが予測されています。
本市では、子どもたちが働くことの意義を理解し、将来に夢や目標をもち、自立した社会人となれるようキャリア教育の充実に努めています。
- 現代社会に関する様々な課題、今後起こりうる新たな課題について、自らの課題として捉え、行動しようとする力を子どもたちに身に付けていくことが求められるため、各学校では様々な機会において計画的に取り組んでいます。
- 國際社会の共通課題として、持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成が必要とされており、平成27（2015）年の国連サミットにおいては、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。
各学校では、総合的な学習の時間や関連する各教科の学習を通して、子どもたちが主体的に社会に関わる力の育成に努めています。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	「将来の夢や目標を持っている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	73.7%	86.0%
2	「地域社会をよくするために何かしてみたいと思 いますか。」に対する「どちらかといえば当てはま る」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	80.6%	85.0%

第3章 各論
基本的方向1

施策7	主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進			
主な取組	(1) キャリア教育の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
学校や地域の特色、子どもたちの実態を踏まえ、全教育活動を通した体系的・系統的なキャリア教育を推進し、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けた基礎を育みます。				

具体的な方策	内 容
①体系的・系統的なキャリア教育の推進	子どもたちの義務教育9年間におけるキャリア発達を長期的に支援する観点に立ち、小学校、中学校及び義務教育学校前期課程・後期課程の各段階の取組を踏まえた体系的・系統的なキャリア教育の推進を図ります。
②「キャリア・パスポート」の活用	キャリア教育における学習活動を記録し蓄積する「キャリア・パスポート」を通して、自らの学習状況やキャリア形成に関する自己評価を行い、主体的に学びに向かう力等の育成を図ります。
③地域や地元企業等との連携推進	「マイ・チャレンジ」等の職業体験では、地域や地元企業等との連携を進め、子どもたちの勤労観・職業観の育成に努めます。
④信頼される進路指導の推進	子どもたちが適切な進路を主体的に選択することができるよう、子どもたちや保護者から信頼される進路指導を推進します。

関連事業、会議・研修等	
○キャリア教育推進事業	○中学生マイ・チャレンジ事業
○資格試験等受験料助成事業	



中学生マイ・チャレンジ事業

施策7	主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進			
主な取組	(2) SDGsと関連付けたESDの推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	—
人口減少、環境問題、貧困、平和、エネルギー、消費者問題、若者の政治離れ等の現代社会の様々な課題を自らの課題として捉え、行動しようとする力を培うことができるようSDGs（持続可能な開発目標）と関連付けたESD ^{※1} （持続可能な開発のための教育）を推進します。				

具体的な方策	内 容
①教科横断的、探究的な学習によるESDの推進	総合的な学習の時間を中心に、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを工夫し、探究的な学習によるESDを推進します。
②各教科を通してESDの推進	各教科の学習内容と現代社会の様々な課題を関連付けながら、子どもたちが新たな価値観を学んだり、行動等の変容につなげられたりするような授業を展開します。

関連事業、会議・研修等
○学校教育指導計画作成事業
○学校訪問（共同訪問・計画訪問・要請訪問）
○市内各学校による佐野市議会見学と傍聴
○消費生活センター運営事業
○消費生活啓発推進事業



佐野市議会議場見学



SDGsについての校外学習



思春期保健授業での保育体験

※1 ESD：持続可能な開発のための教育（education for sustainable developmentの英語の頭文字）。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。

施策8

科学技術の基盤となる教育の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

環境整備

現状と課題

- 日本の子どもたちの理数教科への関心は国際的に低いとされ、理数好きの子どもたちの裾野を拡大することが求められており、本市でも課題の1つになっています。
- 子どもたちの「情報活用能力^{※1}」の育成の必要性が高まり、平成29（2017）年に告示された学習指導要領では、「情報活用能力」が言語能力等と同じ「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。

併せて、小学校では各教科の特質に応じたプログラミング教育の必修化、中学校では技術・家庭科（技術分野）のプログラミングに関する内容の充実が図られました。

各学校では、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施し、情報活用能力の向上に努めています。

- ネット依存やネットいじめ等のトラブルが社会問題化しています。各学校では、子どもたちにデジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力であるデジタル・シティズンシップの育成に取り組んでいます。
- SNSで知り合った人に会ったことがある等の事例も発生しており、子どもたちが痛ましい事件に巻き込まれないよう家庭と協力し、より一層の情報モラル・マナーの徹底を図る必要があります。

そのため、本市では、携帯アピール文の作成と配布等を通して学校・地域・家庭で連携した取組を継続して行っています。

※1 情報活用能力：コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等を含むものを指します。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	「算数（数学）の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	—	72.0%
2	「理科の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合 (全国学力・学習状況調査)	—	60.0%
3	児童生徒のＩＣＴ活用を指導することが「できる」「ややできる」と回答した教職員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	80.7%	100%

家庭でスマホ等のルールを作りましょう！

◆ ルール作りのポイント ◆

①スマホ等の危険性について子供と共にし、ルール作りの必要性を確認しましょう。

②一方的なルールにならないよう、必ず子供と話し合って決めましょう。

③ルールは決めて終わりではなく、しっかりと守られているか、定期的に確認しましょう。

ルールを決めた後、この手帳をよく見えるところに掲示しましょう。

わが家のルール

『家族との時間を大切にするために』

□ゲームとネットを合わせて、使ってよいのは1日_____時間までにする。(学習以外)

□食事中、入浴中、寝_____時以降は使わない。

□使ってよい場所は、_____。

□使う目的はっきりさせてから使用する。(だらだら使用しない。)

『危険から自分を守るために』

□名前、住所、写真等、個人が分かるような情報を掲載しない。

□ネットで知り合った人と食わない。

□トラブルや不安なことがあれば、すぐに家族、学校、相談窓口に相談する。

『やめ取りをする相手を大切にするために』

□SNSは_____時_____分までにする。

□友達と使用時間等のルールについて確認するなど、互いにマナーを守る。

□うわさや悪口を広めたり、人のいやがることを書き込んだりしない。

□友達の名前や住所等の個人情報、個人が分かるような画像、動画を掲載しない。

★ルールが守れるよう、声をかけたり、ほめたれましょう。

★子供の成長や生活リズム等の変化に合わせて、ルールを見直しましょう。

★その他のルール

携帯アピール文(一部)



算数の授業(小学校)



プログラミングに関する授業(中学校)

第3章 各論
基本的方向1

施策8	科学技術の基盤となる教育の推進			
主な取組	(1) 理数教育の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの科学への関心や学習意欲を高められるように算数・数学や理科の授業改善を図るとともに、科学の楽しさを体験できる機会の創出を図ります。				

具体的な方策	内 容
①日常生活等の関連を見いだす活動や観察、実験等の探究学習の充実	理数教科での日常生活や社会との関連から問題を見いだす活動や見通しをもった観察、実験等の探究学習の充実を通して、STEAM（スティーム）教育 ^{※1} の基盤となる資質・能力の育成を図ります。
②佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実	理科学研究発表会などの子どもたちが科学の楽しさを体験する機会を提供している佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○「佐野の子どもの理科研究」（佐野市科学教育連絡協議会）の発行
○調査研究事業 ○パワーアップ研修講座



中学校理科の授業



理科研究発表会

※1 STEAM教育：STEM (science, technology, engineering, mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で A を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習のこと。

施策8	科学技術の基盤となる教育の推進			
主な取組	(2) 情報活用能力の育成			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちの発達の段階を踏まえ、教科等横断的な視点で情報活用能力（プログラミング的思考 ^{※1} やICTを活用する力を含む）の育成を図ります。				

具体的な方策	内 容
①プログラミング教育の推進	各学校の適切なカリキュラム・マネジメントの下、子どもたちのプログラミング的思考等の育成を図ります。
②情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関する支援の充実	市教育センターに情報教育アドバイザーを配置し、ICTを活用した授業支援や教員研修の支援等、教育の情報化全般に関する支援の充実を図ります。
③デジタル・シティズンシップ教育の充実【再掲】	※参照先 【基本的方向1】 【施策2】 【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進

関連事業、会議・研修等		
○情報教育アドバイザー活用事業	○調査研究事業	○情報教育研修会
○パワーアップ研修講座	○携帯アピール文の作成と配布	



情報教育アドバイザーの授業支援

プログラミングに関する授業
(小学校)

※1 プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、1つ1つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

施策9

教職員の資質・能力の向上

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 教員に求められる資質・能力としては、教職に対する使命感・責任感、変化を前向きに受け止め教職生涯を通じて自律的・継続的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、総合的な人間力、ファシリテーション能力^{※1}、情報活用能力、データリテラシー^{※2}の向上などが必要とされています。^{※3}
- 栃木県教育委員会では「とちぎの求める教師像」を設定し、その具現化を目指しています。
- 全国的に近年の定年退職者数増加に伴う採用者数の増加により、教員の年齢層・経験年数の均衡が崩れ始め、かつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることができない状況にあり、継続的な研修を充実させていく必要とされています。
本市では、職層等に合わせた研修を実施しており、本市教職員も、学校内外で行われる研修等へ積極的に参加し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。
- 今後も自己研修の受講奨励と効率的、効果的な研修体制整備に努めます。

※1 ファシリテーション能力：話し合い等が生産的、効果的に進むように発言を促し、話を整理し、合意形成や相互理解を支援する力。

※2 データリテラシー：データを理解し、解釈し、分析する能力。

※3 「教師の資質能力の向上等について」令和2(2020)年11月〔文部科学省〕の「教師に求められる資質能力」及び「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)」令和3(2021)年1月〔中央教育審議会〕から抜粋。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1 「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になどになっていた。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)		87.2%	92.0%
2 「授業の内容はよくわかる。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)		83.8%	86.0%
3 授業にICTを活用して指導することが「できる」「ややできる」と回答した教職員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)		74.3%	100%

とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～

人間性豊かで信頼される教師

幅広い視野と確かな指導力をもった教師

教育的愛情と使命感をもった教師

栃木県教育委員会



市教育センターでの夏季研修



嘔吐物処理の訓練



教職員研修(特別支援教育)



市初任者等研修会

第3章 各論
基本的方向1

施策9	教職員の資質・能力の向上			
主な取組	(1) 教職員研修の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
豊かな人間性や確かな指導力等を持ち合わせた信頼される教職員の育成のため、校内研修の充実や各種研修会等への参加の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①職層等に合わせた教職員研修の充実	職層と教育的ニーズを踏まえた教職員研修会やパワーアップ研修講座 ^{※1} の充実を通して、学び続ける教職員としての意識を高め、指導力の向上を図ります。
②OJT ^{※2} や現職教育等の校内研修の充実	各学校の実態等に基づいた研究課題を設定し、自主的・組織的な研究を推進するとともに、必要に応じて指導主事等を活用した校内研修の充実を図ります。また、教職員のコンプライアンスに関する研修、取組を実施し、信頼される教職員の育成を図ります。
③教職員の知見を広げる教育講演会の開催	佐野市教育会と共に、教職員としての知見を広げられるよう教育現場を取り巻く様々な課題やこれから教育に係る内容等について教育講演会を開催します。
④教科指導員による研修支援の充実	教科指導等に専門的な力を有している教員を教科指導員に委嘱し、各学校の研究推進や校内研修等の要請に応え教育活動の振興充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○各種研修会
○教職員の指導力向上事業
○パワーアップ研修講座
○調査研究事業
○教科指導員制度
○教育講演会開催事業



教育講演会

※1 パワーアップ研修講座：市教育センター主催の学習指導等に関する時間外に行う希望研修。

※2 OJT：on the job training 職場内訓練。実際の職務現場で業務を通して行う職業教育。

施策9	教職員の資質・能力の向上			
主な取組	(2) 調査研究等の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
「学び続ける教師」を目指し、調査研究や研究指定校制度を活用し、教科指導等の研究を深め、その成果を市内各学校で共有し、教職員の資質・能力の向上を図ります。				

具体的な方策	内 容
①調査研究の推進	市教育センター調査研究委員会において、学習指導や教育における今日的課題に関する調査研究を実施し、その成果の共有と活用を図ります。
②研究指定校における研究の推進と共有化	市教育委員会指定等による人権教育をはじめとする研究学校において実践的な研究を推進し、その成果の共有と活用を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○調査研究事業	○研究指定校制度



調査研究委員会



人権教育研究発表会

基本的方向2

安全で安心して学べる教育環境の整備

【SDGs】	【目指す方向】
 4 質の高い教育をみんなに  8 働きがいも 経済成長も  13 気候変動に具体的な対策を	子どもたちの安全・安心と学びが保障される教育環境や教職員にとって良好な教育環境を整備します。

【役割分担】	
市民	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の登下校時の見守り活動を地域ぐるみで推進します。・小中一貫校（義務教育学校）設置に向け、地域とともにある学校づくりの観点のもと参画します。
事業所	<ul style="list-style-type: none">・学校給食調理配達事業者及び学校給食食材納入事業者は、安全衛生管理を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none">・学校施設の定期的な点検、計画的な改修を実施します。・通学路の点検、安全対策を推進します。・学校給食の安全衛生管理を徹底します。・小中一貫校（義務教育学校）の整備を推進します。



交通安全教室



学校施設(プール)の修繕

基本的方向2の施策と人づくりの柱との関連			
【基本的方向2の施策】		人材育成	環境整備
施策10	市立学校の適正規模・適正配置の推進	—	○
施策11	安全・安心で快適な学校施設の整備	—	○
施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進	○	○
施策13	教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保	○	○
施策14	学びのセーフティーネットの構築と充実	—	○
施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり	○	○



竜巻を想定した避難訓練



不審者を想定した避難訓練



通学路へのストップマークの設置



学校給食展

施策10 市立学校の適正規模・適正配置の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

—

環境整備

○

現状と課題

- 少子化の進行に伴い、全国的に学校の小規模化が見られます。本市でも学校の小規模化が進み、複式学級を抱える学校も見られます。
学校教育では子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め協力し合い、切磋琢磨することなどを通じて一人一人の資質・能力を伸ばしていくことが大切であり、そのためには一定の集団規模が確保されていることが望まれます。
- 本市では、平成27（2015）年1月に「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定しました。
その後、「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）」等を策定し、市立学校の適正規模・適正配置を推進してきました。
- 令和2（2020）年4月には本市初の施設一体型小中一貫校として「あそ野学園義務教育学校」が開校し、令和5（2023）年4月には「葛生義務教育学校」が開校、続いて令和10（2028）年4月には佐野西中学校区を対象とする「かえで義務教育学校」の開校、その後には城東中学校区小中一貫校の開校を予定しています。
また、保護者・地域住民からの要望を受け、赤見小学校と出流原小学校の統合に向けて検討を進めています。
- 今後も個別計画等に基づき、小中一貫校の整備を進めていく必要があります。併せて、小規模な学校の在り方について検討していきます。

成果指標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
I 計画に対する設置された小中一貫校の割合	22.2%	30.0%

施策10	市立学校の適正規模・適正配置の推進			
主な取組	(1) 義務教育学校の整備			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
子どもたちにとって望ましい教育環境と小中一貫教育のより一層の推進を図るために、義務教育学校の整備を進めていきます。				

具体的な方策	内 容
①計画に基づく義務教育学校の設置	佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）改定版に基づき、義務教育学校の設置を進めます。

関連事業、会議・研修等	
○小中学校適正配置推進事業	○佐野西中学校区小中一貫校整備事業
○城東中学校区小中一貫校整備事業	



あそ野学園義務教育学校



葛生義務教育学校



かえで義務教育学校 学校運営部会



かえで義務教育学校制服

施策11 安全・安心で快適な学校施設の整備

人づくりの柱との関連

人材育成

—

環境整備

○

現状と課題

- 全国の学校施設では、耐震化が最優先に進められ、大部分の学校で完了している状態ですが、この間、学校施設の老朽化が進行した割合が急速に増え、外壁等の落下事故が全国で発生しています。
また、近年、猛暑が長期に渡って続き、子どもたちの熱中症が全国で相次いでいるため、その予防対策として学校施設へのエアコン設置が進められています。このほか、学校トイレの洋式化の遅れが課題となっています。
- 本市の学校施設の耐震化率は100%を達成しています。また、ブロック塀の改修を行ったり、天井材や外壁等の非構造部材は職員による日常的な目視点検や他の工事に合わせた改修を行ったりしています。
さらに、遊具の点検と更新にも努めていますが、施設の老朽化は全国の傾向と同じように進行しており、計画的・効率的に保全・更新を進めていく必要があります。
- 本市は普通教室へのエアコン設置を他に先駆けて取り組み、平成23(2011)年には全ての普通教室への設置を完了しています。
※全国の公立学校の普通教室のエアコン設置率：99.1%
(令和6(2024)年9月1日時点)
- 学校体育館のエアコンについては、西中学校を除く市立学校23校について令和8(2026)年度中に全校一斉に整備する予定です。
- 学校トイレの洋式化については、令和元(2019)年度から順次設置を進め、令和6(2024)年3月末現在61.3%が洋式化されており、今後も計画的に整備を進めていきます。
※全国の公立小中学校のトイレの洋式化率：68.3%
(令和5(2023)年9月1日時点)

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	施設の瑕疵による事故件数	0件	0件
2	修繕依頼のあった学校施設の修繕が完了した割合	83.5%	100%

施策11	安全・安心で快適な学校施設の整備			
主な取組	(1) 学校施設の計画的な維持管理			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、中長期的な視点に立ち、学校施設の維持管理を推進します。				

具体的な方策	内 容
①学校施設の計画的な老朽化対策の推進	老朽化した学校施設の機能改善と長寿命化を図り、安全・安心に配慮した教育環境の整備を推進します。

関連事業、会議・研修等
○小中学校校舎屋根外壁改修事業
○小中学校屋内運動場改修事業
○小中学校維持管理事業

施策11	安全・安心で快適な学校施設の整備			
主な取組	(2) 学校施設・設備の保全と充実			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
学校トイレの洋式化や施設の計画的な予防保全に努め、快適な学校施設・設備の整備を推進します。				

具体的な方策	内 容
①学校トイレ、エアコン、遊具等の計画的な設置・改修	学校トイレの洋式化や教室及び体育館へのエアコン設置、遊具の改修等、学校施設の現状と課題を把握し、快適な学校環境を目指した施設整備を推進します。

関連事業、会議・研修等
○小中学校トイレ洋式化事業
○小中学校エアコン設置事業
○小学校遊具改修事業
○学校等屋内運動場エアコン設置事業

施策12 安全を守り、学びを保障する取組の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 子どもたちが巻き込まれる痛ましい犯罪や交通事故の発生、大地震や豪雨等の自然災害の発生、そして新型コロナウィルス感染症の世界的な流行など、近年、子どもたちの日常が脅かされる事件・事故、災害等が多発しています。
- 熱中症や食物アレルギーのアナフィラキシーショックによる救急搬送など、子どもたちの命に関わるような事故を未然に防止する取組が必要なため、本市においても、様々な未然防止対策に取り組んでいます。
- 学校や家庭、地域には、子どもたちに自らの命を守り抜くための意識や行動力を身に付けさせることや、安全・安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが求められています。
各学校では、様々な災害を想定し、避難訓練を実施しています。
- 本市では、令和元（2019）年10月に発生した台風19号（令和元年東日本台風）による被害がもたらされました。
また、令和2（2020）年の新型コロナウィルス感染症の流行を受け、新しい生活様式が必要となり、各学校では様々な対応をしながら教育活動を継続しました。
- 毎年子どもたちに関する交通事故や不審者遭遇事案などが発生していますので、学校では、継続的な安全指導と安全対策を行っています。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	交通安全に関する通学路危険箇所の改善率	80.0%	82.0%
2	応急手当普及員全校配置達成率	100%	100%
3	給食センター起因による異物混入件数 ※年間約200日、1日約8,000食の給食提供のうち	7件	0件
4	登下校時の事故発生件数（単年度）	17件	0件

施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進			
主な取組	(1) 子どもたちの安全や学びを保障する取組の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
子どもたちにとって安全・安心な学校環境の確保に努めます。				

具体的な方策	内 容
①教職員のコンプライアンス遵守の取組	子どもを守る法律等に則り、教職員のコンプライアンス遵守のための取組を推進します。
②学校安全計画及び危機管理マニュアルの不断の検証・改善の推進	学校を取り巻く安全上の課題を捉え、市の関係部署と連携し、各学校の学校安全計画及び危機管理マニュアルを常に検証・改善し、組織的な安全管理に努めます。
③実践的な安全教育の実施	令和元年東日本台風による本市の被害状況を踏まえた安全教育、警察と連携した交通安全教室や不審者対応訓練、緊急地震速報を活用した避難訓練等の実践的な取組を計画的に実施し、子どもたちが安全かつ主体的に行動できる力の育成を図ります。
④緊急情報の共有化の推進	一斉メール配信システム及び学校Webサイトシステムを利用し、子どもたちの安全を確保するための緊急情報発信し注意喚起を促すとともに、安全情報の共有化を図ります。
⑤学校への応急手当普及員の配置の推進	佐野市消防本部との連携の下、教員対象の応急手当普及員講習会を開催し、取得の推進を図り、応急手当普及員資格者の各学校への配置を推進します。
⑥危機を捉えた迅速な対応の推進	子どもたちに関する様々な危機の現状と課題を捉え、安全・安心な学習環境を整えるために迅速に取り組めるよう努めます。

関連事業、会議・研修等
○学校安全情報共有システム実施事業 ○交通安全教育事業
○小学校ICT環境維持管理事業、中学校ICT環境維持管理事業
○スクールカウンセラー活用事業 ○県スクールソーシャルワーカー活用事業

第3章 各論
基本的方向2

施策12	安全を守り、学びを保障する取組の推進			
主な取組	(2) 通学路の安全対策の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
佐野市通学路安全対策連絡協議会を組織し、通学路における交通安全、防犯、防災の危険箇所の安全対策を講じます。				

具体的な方策	内 容
①通学路危険箇所の合同点検と安全対策の実施	佐野市通学路安全対策連絡協議会において交通安全、防犯、防災に関する通学路の危険箇所の合同点検を実施し安全対策を講じます。
②子どもたちへの防犯ブザーの貸与と活用の推進	希望する市立学校の子どもたちに防犯ブザーを貸与し、「いつでも鳴らせるように持つ」等の意識化と活用の推進を図り、犯罪被害防止に取り組みます。
③学校支援ボランティア（見守りボランティア）の登録推進と見守り活動の充実	見守りボランティアの登録推進を図り、保護者や地域との連携を強化し登下校の見守り活動の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等	
○通学路安全対策事業	○地域学校協働活動推進事業



通学路の合同点検

交通指導員と
見守りボランティアによる登校指導

施策12		安全を守り、学びを保障する取組の推進			
主な取組	(3) 学校給食の安全衛生管理の徹底				
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○	
学校給食における食中毒、食物アレルギー事故及び異物混入事故等が起こらないよう、徹底した安全衛生管理を行います。					

具体的な方策		内 容
①学校給食の衛生管理の実施		学校給食衛生管理基準（学校給食法第9条）に基づいた衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。
②食物アレルギーへの適切な対応		食物アレルギーのある子どもたちに「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」※1に基づいた食物アレルギー対応食の提供、学校給食の管理と指導の徹底を図ります。

関連事業、会議・研修等
○学校給食センター運営協議会運営事業、学校給食研究会運営事業
○佐野市学校給食食物アレルギー対策事業
○佐野市学校給食食物アレルギー対策委員会
○学校給食主任会議



給食の調理

※1 学校における食物アレルギー対応の手引き：佐野市教育委員会が策定。令和7（2025）年11月に改訂。

施策13

教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- これからの高度情報化社会を生き抜くために必要な資質・能力を子どもたちに育むためには、学校で日常的にICTを活用していくことが不可欠で、これまでの学校教育の実践とICTを最適に組み合わせて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るなど、学校教育の質の向上につなげていくことが必要とされています。
- 本市では、令和元（2019）年度に教師用タブレット及び児童生徒が利用するタブレット端末の導入、令和2（2020）年度にはGIGAスクール構想の実現に向け全校に高速ネットワーク及び1人1台端末等の整備を行いました。また、令和4（2022）年度には、大型提示装置（液晶モニタ及び電子黒板）を全校の普通教室に設置し、さらに、令和7（2025）年度には、GIGAスクール構想の更なる推進のため、本市のこれまでの取組を踏まえ1人1台端末の更新を行いました。
- ICT活用を推進する上で情報セキュリティ対策を講じることは、学校で安心してICTを活用するために必要不可欠です。本市では、平成30（2018）年5月1日に「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」を策定し、情報漏洩の防止等に取り組んでいます。
- 今後も学校のICT環境の整備と活用を計画的に進め、Society 5.0^{※1}時代を生き抜くために必要な資質・能力の育成に努めます。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	「授業で、PC・タブレットなどのICT機器をほぼ毎日使用している。」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	24.5%	100%
2	「ICT機器を、意見を交換したり、調べたりするために使用している。」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	—	100%

※1 Society5.0：サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（第6期科学技術・イノベーション基本計画から抜粋）

施策13	教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保			
主な取組	(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、1人1台端末や通信ネットワーク等の学校のICT環境を整え、教育の情報化を推進します。				

具体的な方策	内 容
①1人1台端末の効果的な活用に関する研修や研究の推進	GIGAスクール構想で整備した1人1台端末を用いてオンラインを活用した学習をはじめ新たな学びを創造するために、効果的な活用等に関する教職員の研修機会の設定や研究の推進を図ります。
②特別な支援が必要な子どもたちへのICTを活用した支援の推進	不登校児童生徒、病気療養、障がい等により特別な支援が必要な子どもたちに対するICTを活用したきめ細かな支援の検討と取組の推進を図ります。
③デジタル教科書等の整備	小学校の国語、算数、地図、中学校の国語、社会、数学、理科、英語において指導者用デジタル教科書やその他デジタル資料を導入し、授業での活用を推進します。
④情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関する支援の充実 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策8】 【主な取組】(2) 情報活用能力の育成

関連事業、会議・研修等
○小学校ICT環境維持管理事業
○中学校ICT環境維持管理事業
○教育DX推進事業
○ICT活用研修



1人1台端末活用研修

第3章 各論
基本的方向2

施策13	教育の情報化の推進と情報セキュリティの確保			
主な取組	(2) 情報セキュリティの確立と徹底			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」 ^{※1} に基づく安全性の高い情報ネットワークシステムを構築し、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。				

具体的な方策	内 容
①「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」の適切な運用 ^{※2}	ICT環境や利用状況の変化に伴い、「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、必要に応じて見直し、安全性の高い情報ネットワークシステムの構築や教職員のセキュリティ意識の向上に努め、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。
②個人情報の適切な管理	「佐野市学校教育情報セキュリティポリシー」に基づき、子どもたちの個人情報を適切に管理するとともに、情報漏洩や不適切な情報の取扱に対する対策の徹底を図ります。

関連事業、会議・研修等
○佐野市教育情報セキュリティ委員会



教職員が校務で利用するパソコン(左)
児童生徒及び教職員が授業で利用するパソコン(右)

※1 佐野市学校教育情報セキュリティポリシー：市立学校の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書のこと。平成30(2018)年5月1日策定。令和3(2021)年5月1日改訂。

※2 本市では、教職員は2種類のパソコンとネットワーク（校務で利用するパソコンと校務用のネットワーク、授業で利用するパソコンと授業用のネットワーク）を用いて日々の業務や授業を行っています。児童生徒が授業で利用するパソコンは、フィルタリングを利用し、有害情報から守る仕組みを構築しています。さらに、教職員は、毎年必ず情報セキュリティの研修を受けています。

施策14 学びのセーフティーネットの構築と充実

人づくりの柱との関連

人材育成

—

環境整備

○

現状と課題

- 児童虐待、家庭の経済的困窮により子どもの学ぶ権利が保障されない事案が数多く発生しています。
令和5（2023）年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、20万件を上回り、その数は年々増加しています。^{※1}
- 我が国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われ、家庭の経済的困窮によって子どもたちが厳しい成育環境に置かれています。
困窮により教育の機会が得られないために、不安定な就労を招き、次の世代であるその子どもも貧困となるという、いわゆる貧困の連鎖が大きな問題となっています。
- 子育て世代の経済的負担軽減のため、給食費の無償化が注目されている一方で、無償化の実現のためには安定的かつ恒久的な財源確保が課題です。
本市では、学校給食費の無償化を目指し取組を進めています。
- 市独自の取組として、児童・生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士の資格を有する福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）を市教育センターに配置しており、学校と家庭、関係機関等を繋ぐ役割を担い、課題解決に向けた支援に努めています。
- 経済的な理由で学びを断念しないように貧困家庭への就学援助制度の充実や大学進学者に対する奨学金制度の充実にも努めています。
- 今後もすべての子どもたちが夢と希望をもって成長していくよう学校と市教育委員会、関係機関、関係各課が緊密に連携し「学びのセーフティーネット」を構築し機能させていくことが必要とされています。

成果指標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
I 市奨学金制度の利用率（単年度）	100%	100%

※1 こども家庭庁「令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」より

第3章 各論
基本的方向2

施策14	学びのセーフティーネットの構築と充実			
主な取組	(1) 虐待の早期発見・早期対応			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
子どもたちの日常の様子を注視し、虐待の兆候をつかみ、学校と関係機関等が連携し、その早期発見・早期対応に取り組みます。				

具体的な方策	内 容
①日常的な観察と関係機関等と連携した迅速な対応	日常的な観察を通して虐待の兆候をつかむとともに、児童相談所や市こども家庭センターの関係機関等や弁護士等の専門家と連携した迅速な対応に努めます。
②スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置と活用の促進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進 【施策2】 【主な取組】 (3) いじめ、問題行動等防止対策の推進

関連事業、会議・研修等
○市教育センターにスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置
○県スクールソーシャルワーカー活用事業 ○弁護士等の専門家との連携



教育相談担当者の打合せ



スクールソーシャルワーカーによる教育相談

施策14	学びのセーフティーネットの構築と充実			
主な取組	(2) 就学援助制度の充実			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
保護者の経済力に関わらず、子どもたちが安心して義務教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭に対して就学支援の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①就学援助制度の充実	経済的理由により就学に支障をきたしている子どもたちの保護者に、学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費等の一部を支給します。 また、新入学の子どもたちに対して、新入学の学用品費に限り入学前支給を実施し、入学を不安なく迎えられるよう支援します。

関連事業、会議・研修等	
○就学援助制度	○小中学校就学援助事業

施策14	学びのセーフティーネットの構築と充実			
主な取組	(3) 奨学金制度の充実			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
学ぶ機会の確保につながる奨学金貸与制度や本市への定住促進を目的とした佐野市返済助成制度を通して、本市の未来を担う人材に対し支援の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①奨学金貸与制度の充実	広く人材を育成することを目的として、経済的理由により大学等に就学が困難な方に奨学金を貸与します。
②奨学金返済助成の充実	佐野市内への定住促進を図ることを目的として、佐野市奨学金の貸与を受けた方で奨学金等の返還をしている若者に返還の一部を補助金として交付します。

関連事業、会議・研修等	
○奨学金貸付事業	○佐野市奨学金返済助成事業

第3章 各論
基本的方向2

施策14		学びのセーフティーネットの構築と充実			
主な取組	(4) 学校給食の無償化				
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○	
子育て世代の経済的負担軽減のため、学校給食費の無償化を目指します。					

具体的な方策	内 容
①学校給食費の無償化の実現	国や県と連携し、市立学校の学校給食費の無償化を実現します。
②食物アレルギー等により給食の提供を受けられない児童生徒への対応	公平性の観点から、学校給食費の無償化の恩恵を受けられない児童生徒へ給食費相当額を支給するなどの対応を学校給食費の無償化の実施と併せて検討します。

関連事業、会議・研修等
○南部学校給食センター児童生徒給食費
○北部学校給食センター児童生徒給食費



南部学校給食センター



北部学校給食センター



給食(通常食)



給食(アレルギー対応食)

施策15

教職員がいきいきと教育活動に取り組める
環境づくり

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 学校はこれまで社会の要請を受けて子どもたちに関わる様々な業務を担い、その結果として教職員の長時間労働の深刻な実態が明らかとなりました。 全国の中学校現場では教育委員会の支援により、教職員の業務改善や部活動負担の軽減等の様々な改革に取り組み、時間外勤務時間の縮減を図っています。
- 本市でも教職員のこれまでの働き方を見直し、佐野市立小・中学校長会と連携し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身ともに健康で教育活動に専念できるように働き方改革を推進してきました。
- 業務改善を行い働き方改革の推進を図るために、働き方そのものの価値観の転換が必要になります。 本市では、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、計画に基づいた具体的方策により、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保します。
- 佐野市立小・中学校長会と連携し、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいて、教職員の負担軽減や意識改革を進め、教職員がいきいきと教壇に立てるよう取組を推進していきます。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	ストレスチェック「健康リスク」の総合 ポイント	80.6 ポイント	75 ポイント 以内
2	平均退勤時刻	18:19	17:50
3	平均時間外在校等時間	42 時間 8 分	30 時間 0 分

第3章 各論
基本的方向2

施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり			
主な取組	(1) 学校における働き方改革の推進			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
教職員が心身ともに健康でやりがいをもって勤務し、教育の質をより高めることができる環境づくりを目指し、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいた働き方改革を推進します。				

具体的な方策	内 容
①保護者、地域と連携した学校の働き方改革の推進	学校は、保護者、地域住民等と業務分担の在り方を検討するとともに、優先順位を踏まえた業務の精選・見直しを進め、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいた学校運営の改善を図ります。
②スクール・サポート・スタッフ（S S S）の配置と活用の促進	学習プリントの印刷や授業準備等を教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフ（S S S）を市立学校に配置し、教員がより子どもたちへの指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。
③校務支援システム等の活用による学校事務の適正化・効率化の推進	校務支援システムや学校徴収金管理システムの活用、学校給食費の公会計化により、学校事務の集約化・平準化を図り、その適正化・効率化を推進します。
④学校事務の共同実施の推進	市立学校を4ブロックに分け、学校事務の共同実施を推進し、学校事務の効率的な執行に努めます。
⑤部活動地域展開の推進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策3】
⑥持続可能な部活動の実現 [再掲]	【主な取組】(1) 体力向上に向けた体育活動の充実

関連事業、会議・研修等	
○小中学校スクール・サポート・スタッフ配置事業	
○共同学校事務室協議会	○部活動地域移行推進事業
○中学校運動部活動指導者派遣事業	

施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり			
主な取組	(2) 教職員の心身の健康の保持増進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
生活習慣病健診やストレスチェック等の実施を通して、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①生活習慣病健診の実施	教職員の生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び自らの健康の保持に資することを目的に、生活習慣病健診を実施します。
②ストレスチェックと面接指導の実施	全教職員を対象としたストレスチェックと必要に応じた面接指導を実施し、教職員のメンタルヘルス不調を把握し適切な支援に努めます。
③衛生管理者・衛生推進者の配置と会議・研修会の開催	学校に衛生管理者 ^{※1} もしくは衛生推進者 ^{※2} を配置し、教職員が安全かつ健康的に職務に当たることができるよう、職場環境の整備を図るとともに、衛生管理者・衛生推進者対象の研修会や会議を開催し、能力向上に努めます。

関連事業、会議・研修等	
○小中学校健康管理支援事業	○教職員のストレスチェックの実施
○衛生管理者・衛生推進者研修会	○衛生委員会

※1 卫生管理者：常時50人以上の県費負担教職員が勤務する学校に配置します。

※2 卫生推進者：常時50人未満の県費負担教職員が勤務する学校に配置します。

第3章 各論
基本的方向2

施策15	教職員がいきいきと教育活動に取り組める環境づくり			
主な取組	(3) 学校支援体制の充実			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
学校の教育活動を円滑かつ効果的に展開することができるよう、さわやか教育指導員等の配置などの学校支援体制の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①さわやか教育指導員、さわやか健康指導員、特別支援学級支援員の配置	さわやか教育指導員 ^{※1} 、さわやか健康指導員 ^{※2} 、特別支援学級支援員 ^{※3} を配置し、子どもたちの相談相手や学習・生活の支援、保健教育活動の支援等の充実を図ります。
②スクーリングサポートーの配置と活用の促進	市教育センターにスクーリングサポートー ^{※4} を配置し、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの支援の充実を図ります。
③スクールカウンセラーの配置と活用の促進	子どもたちの心理に関する高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー ^{※5} を市立学校に配置し、教育相談体制の充実を図ります。
④心の教室相談員の配置と活用の促進	心の教室相談員 ^{※6} を市立学校に配置し、子どもたちが悩み等を気軽に相談できる環境を作り、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう支援します。
⑤情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関する支援の充実 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策8】 【主な取組】(2) 情報活用能力の育成

※1 さわやか教育指導員：学校内における児童生徒への声掛けや教育相談、授業中における児童生徒の学習活動への支援等を行います。

※2 さわやか健康指導員：健康管理上の支援が必要な児童生徒への補助や児童生徒の健康相談等を行います。

※3 特別支援学級支援員：特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行います。

※4 スクーリングサポートー：特別な教育的支援を必要とする児童生徒の巡回相談や発達相談、学校との情報交換、保護者への支援を行います。

※5 スクールカウンセラー：児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員や保護者に対する助言・援助等を行います。

※6 心の教室相談員：児童生徒が悩みやストレス等を気軽に話せる環境づくりに努め、相談業務を行います。

具体的な方策	内 容
⑥スクールソーシャルワーカー(SW)の配置と活用の促進〔再掲〕	※参照先 【基本的方向1】 【施策2】 【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進
⑦スクール・サポート・スタッフ(SSS)の配置と活用の促進〔再掲〕	※参照先 【基本的方向2】 【施策15】 【主な取組】 (1) 学校における働き方改革の推進

関連事業、会議・研修等	
○スクーリング・サポート事業	○スクールカウンセラー活用事業
○県スクールソーシャルワーカー活用事業	○心の教室相談員活用事業
○情報教育アドバイザー活用事業	
○小中学校スクール・サポート・スタッフ配置事業	



さわやか教育指導員



スクール・サポート・スタッフ



スクールカウンセラーによる
教職員への研修



スクーリングセンターによる
教職員への研修

基本的方向3

教育を支える地域づくりの推進

【SDGs】	【目指す方向】
 4 質の高い教育をみんなに  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナーシップで目標を達成しよう	教育を支える地域づくりの推進を図り、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。

【役割分担】	
市民	<ul style="list-style-type: none">・家庭や地域は、いじめ問題の解決に向けて学校と連携を図ります。・保護者は、家庭教育の充実を図ります。・地域は、子どもがいる家庭を温かく見守り、子どもを育てやすい環境づくりに努めます。・「地域とともにある学校」づくりを進めるためコミュニティ・スクールに参画します。・児童生徒の郷土愛の醸成のための取組に参画します。
学校	<ul style="list-style-type: none">・家庭や地域と連携を図りながら、いじめの予防、早期発見、適切な対応に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">・学校・家庭・地域の連携の強化を図り、いじめ問題の解決に努めます。・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の効果的な活用を通して、いじめの適切な対応に努めます。・「放課後子ども教室」の充実を図り、児童の安全・安心な居場所として、地域の教育力を活かしながら児童と共に活動できる場づくりを推進します。・コミュニティ・スクール導入や児童生徒の「郷土愛の醸成」に向け、地域人材の育成及び活用を図り、市民活動に対する支援を行います。

基本的方向3の施策と人づくりの柱との関連

【基本的方向3の施策】		人材育成	環境整備
施策16	「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進	○	○
施策17	地域との連携・協働のための取組の推進	○	○
施策18	家庭教育支援の推進	—	○



学校運営協議会の様子



学校と地域コーディネーターの打合せ



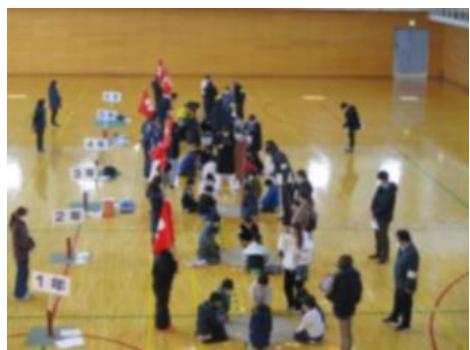
地域連絡協議会



放課後子ども教室



学校地域応援団
(地域学校協働本部)の活動



佐野市子ども会連合会の活動
「佐野かるた取り大会」

施策16

「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進

人づくりの柱との関連

人材育成



環境整備



現状と課題

- 地域社会のつながりの希薄化が進み、地域で子どもを育てるという意識が薄くなり、地域の教育力の低下が指摘されています。
- 子どもや学校を取り巻く課題は、年々複雑化・困難化し、その解決のためには、地域の教育力の活性化を図り、学校と地域が連携・協働し、子どもたちの教育に関わることが必要不可欠とされています。
- 本市では、すべての市立学校に学校運営協議会^{※1}と学校地域応援団^{※2}（地域学校協働本部）を設置し、コミュニティ・スクール^{※3}となります。今後は、地域コーディネーター^{※4}の増員を図っていくことが必要です。
- 本市では、学校運営協議会を通して学校と地域が目標等を共有し、その達成のために学校地域応援団と連携した教育活動を推進します。そして、この取組を通して「社会に開かれた教育課程」を実現し、子どもたちに新たな時代に必要な資質・能力の育成を図っていきます。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	コミュニティ・スクールに関する研修への参加者 (単年度)	—	50人
2	学校支援ボランティア登録者数	1,133人	1,180人

※1 **学校運営協議会**：校長と地域住民等の代表が学校運営や必要な支援に関する協議を行う「合議体」組織。平成29(2017)年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で学校への設置が努力義務化されました。本市では、令和元(2019)年に佐野市立学校運営協議会規則を策定し、令和2(2020)年に本市初の学校運営協議会をあそ野学園義務教育学校に設置しました。また、令和5(2023)年度に葛生義務教育学校、令和6(2024)・7(2025)年度に全小学校に設置し、令和8(2026)年度には全中学校に学校運営協議会を設置します。

※2 **学校地域応援団**：本市では、地域学校協働本部のことを「学校地域応援団」と呼んでいます。学校運営に関する支援等を行う「学校と地域が連携・協働する」ための組織です。令和2(2020)年にあそ野学園義務教育学校に学校地域応援団を設置しました。他校は学校運営協議会と併せて設置しています。

※3 **コミュニティ・スクール**：学校運営協議会を設置した学校のこと。

※4 **地域コーディネーター**：学校の教育活動を支援するため、地域と学校をつなぐ役割を担っています。

施策16	「地域とともににある学校づくり」への体制整備の推進			
主な取組	(1) コミュニティ・スクールの推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
学校と地域住民等がパートナーとして学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度・CS）の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①コミュニティ・スクールの理解促進と運営支援の充実	研修会や広報活動を通してコミュニティ・スクールに対する地域や教職員の理解を深めるとともに、学校運営協議会への市教育委員会担当者の参加等を通して学校運営協議会の運営支援の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○コミュニティ・スクール推進事業

施策16	「地域とともにある学校づくり」への体制整備の推進			
主な取組	(2) 地域主体の学校支援ボランティア活動の推進 (学校地域応援団)			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
学校と共に子どもたちの成長を支えるとともに、学校を中心とした新たな地域創生活動を進めるために、学校支援ボランティア活動の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①地域コーディネーターの選出と養成の推進	地域と学校を結ぶ役割を担う地域コーディネーターを全学校区に配置できるよう人選を計画的に進めるとともに研修会等を通して養成を図ります。

関連事業、会議・研修等
○地域学校協働活動推進事業 ○地域コーディネーター養成研修

施策17 地域との連携・協働のための取組の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 学校と地域との連携・協働を進める上で大切なことは、子どもの健やかな成長及び地域の課題を踏まえ、目標を共有し、その達成に向けて地域の人的・物的資源を組み入れた教育活動を意図的・計画的に推進することです。
その中でも地域人材を発掘し、教育活動への協力を得られるようにしていくことが重要になります。
- 本市では、読み聞かせや家庭科などの授業補助、登下校時の見守り、ふるさと学習やキャリア教育推進のためのボランティアとの協力も不可欠であることから、子どもたちの学習の支援や、安全確保への協力を得られる地域の学校支援ボランティアの増員を図ってきました。
- 効果的な教育活動を展開するためには、地域の力が重要であることから、各学校では、学校支援ボランティアの増員を図ることや、学校支援ボランティアの継続的な取組について、働きかけを行っています。
- 各学校では学校の様子を保護者や地域へ発信し、教育活動への理解と協力が得られるようホームページや学校だより等の充実を図っています。
- 各学校では「社会に開かれた教育課程」を実現し、「地域とともにある学校づくり」を進めるため、地域の人的・物的資源を活かした教育活動の展開、保護者や地域の方への情報発信、情報共有の充実に努めています。

成果指標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
1 学校支援ボランティア登録者数	1,133人	1,180人

施策17 地域との連携・協働のための取組の推進	
主な取組	(1) 地域の教育力を活かした教育活動の推進
人づくりの柱	人材育成 ○ 環境整備 ○
地域の人的資源や物的資源などの教育力を学校の教育活動に活かしていくために学校支援ボランティアの発掘に努めます。	

具体的な方策	内 容
①学校支援ボランティアの登録の推進	学校や地域コーディネーター等からの働きかけを通して学校支援ボランティアの登録の推進を図ります。
②学校支援ボランティアの研修の充実	学校支援ボランティア対象の研修会を通してボランティア同士の交流を深めるとともにボランティアとしての資質の向上を図ります。
③ふるさと学習の推進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策4】 【主な取組】(3) 伝統と文化を尊重する教育の充実
④体系的・系統的なキャリア教育の推進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策7】 【主な取組】(1) キャリア教育の推進

関連事業、会議・研修等
○地域学校協働活動推進事業



学校支援ボランティアによる読み聞かせ



学校支援ボランティア研修会

第3章 各論
基本的方向3

施策17	地域との連携・協働のための取組の推進			
主な取組	(2) 地域連絡協議会の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
子どもたちの健全育成に関する諸課題について学校・家庭・地域で共通理解を図り連携して対応に当たります。				

具体的な方策	内 容
①各中学校区における地域連絡協議会 ^{※1} の推進	各中学校区で地域連絡協議会を開催し、子どもたちや地域の課題について情報交換し、子どもたちの健全育成のために連携した対応を推進します。

○地域学校協働活動推進事業

施策17	地域との連携・協働のための取組の推進			
主な取組	(3) 学校や市教育委員会からの情報発信の充実			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
学校や市教育委員会は、学校の教育活動や市の教育施策に対する情報提供を随時行っており、今後も、情報発信の充実・改善を図ります。				

具体的な方策	内 容
①情報提供システムの管理・運用に対する支援の充実	市内共通の学校Webサイトシステム及びメール配信システムを導入するとともに、各システムが効果的に活用できるように情報教育アドバイザーを学校に適宜派遣するなど、管理・運用に対する支援の充実を図ります。
②市教育委員会に関するホームページの充実	市ホームページの市教育委員会関連部分や市教育センターのホームページの内容の充実を通して、家庭や地域に市の教育行政の取組等に関する情報提供に努めます。

○学校安全情報共有システム実施事業

※1 地域連絡協議会：児童生徒の健全育成を目的に学校や地域関係者で協議する中学校区を単位とした組織。

施策18 家庭教育支援の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

—

環境整備

○

現状と課題

- 家庭は子どもたちの健全育成や人格形成の基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点と言われており、子どもたちは、家族との触れ合いを通して、基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやり、社会的なマナー等を学んでいきます。
保護者は子どもの教育について第一義的な責任があり、子どもが安心できる居場所の中で家庭教育を行っていく必要があります。
- 少子化、核家族化等により、地縁的なつながりや親同士の関係が希薄化し、親が身近な人から子育ての仕方を学んだり、子育ての悩みを相談したりできなくなるなど、家庭を取り巻く環境や子育てを支える環境が変化しています。
- 児童虐待や育児放棄、貧困問題等、家庭に関する問題も深刻化し、子どもにとって家庭が安心できる場所ではなくなっているケースも増えています。
こうした状況は家庭だけの問題ではなく、家庭教育の大切さを社会全体で考え、安心して子育てや家庭教育ができるように支援していくことが求められています。
- 本市では、家庭教育に関する学習機会や親子の協働体験の機会を提供することなどを通して家庭教育の支援に取り組んでいます。
今後も学校、地域、行政等が連携し、子育て家庭の支えとなれるよう支援の充実を図っていく必要があります。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	家庭教育推進講座及び家庭教育出前講座参加者数	67人	100人
2	認知したいじめの解消率（単年度）	80.2%	100%
3	子育てに負担や不安が「とてもある」と回答した小学生の保護者（単年度）	6.5%	4.0%

第3章 各論
基本的方向3

施策18		家庭教育支援の推進			
主な取組	(1) 子育てに関する学習機会・相談機会の充実				
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○	
保護者が安心して子育てができるよう子育てに関する学習機会や相談機会の充実を図ります。					

具体的な方策	内 容
①子育てに関する講座や親子交流活動の開催	家庭教育推進講座「わくわく子育て教室」等の子育てに関する講座や公民館での親子交流活動を開設し、子育てに関する学習機会の充実を図ります。
②いじめ防止基本方針に基づく対策の推進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策2】 【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進

関連事業、会議・研修等
○家庭教育推進講座開催事業（家庭教育推進講座、家庭教育推進出前講座）
○公民館親と子の交流活動事業
○いじめ問題対策事業
○いじめ防止推進事業



家庭教育推進講座



親と子のふれあい活動

施策18	家庭教育支援の推進			
主な取組	(2) 地域ぐるみによる子育て活動への支援の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
保護者が地域のつながりの中で安心して子育てができるよう子ども会やPTA活動の各種交流事業を支援します。				

具体的な方策	内 容
①子ども会やPTA活動への支援の充実	地域のつながりの中で子育てができるよう佐野市子ども会連合会や佐野市PTA連合会の運営に対し支援の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○佐野市PTA連合会支援事業
○佐野市子ども会連合会支援事業



佐野市子ども会連合会支援事業

施策18	家庭教育支援の推進			
主な取組	(3) 子どもの居場所づくりの支援の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、地域の方の参加と協力を得ながら放課後等に子どもたちが安全・安心に活動できる居場所づくりに努めます。				

具体的な方策	内 容
①放課後子ども教室の推進	学校の空き教室等を利用し、放課後等に子どもたちが安全・安心に学んだり遊んだりできる居場所を作る放課後対策を推進します。

関連事業、会議・研修等
○放課後子ども教室推進事業

基本的方向4

生活を豊かにする生涯学習の推進

【SDGs】	【目指す方向】		
 4 質の高い教育を みんなに	 10 人や国の不平等 をなくそう	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	人生100年時代を見据えた生活を豊かにする生涯学習を推進します。

【役割分担】	
市民	<ul style="list-style-type: none">・自らが選択したことを楽しく学び、自己の向上に努めます。・地域社会の活動に参加し、学習成果を地域に還元します。
事業所	<ul style="list-style-type: none">・従業員の自己研さんを推奨します。・青少年の健全な育成に協力します。・地域社会の活動に参加し、知識や技術等を還元します。
行政	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習、社会教育への参加を啓発します。・生涯学習メニューの充実を図ります。・学習成果を地域に還元する機会を提供します。



佐野藍復活プロジェクト



サークル活動の発表

基本的方向4の施策と人づくりの柱との関連

【基本的方向4の施策】		人材育成	環境整備
施策19	生涯学習の情報や機会の提供	—	○
施策20	生涯学習の成果を活かす取組の充実	○	○
施策21	青少年の健全育成の推進	○	○



佐野市立図書館



佐野市立田沼図書館



佐野市立葛生図書館

施策19

生涯学習の情報や機会の提供

人づくりの柱との関連

人材育成

-

環境整備

○

現状と課題

- 「人生100年時代」において、人生を豊かなものとするためには、生涯にわたって学び続けることが大切です。
特にこれから先行きが不透明な時代では、学校を卒業した後も学びを重ね、常に新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要とされています。
- ワーク・ライフ・バランスの進展や社会の成熟化による自由時間の増加に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要も増えています。
- 本市では、「第2次佐野市生涯学習推進中期基本計画」（令和4（2022）年3月策定）に基づいて生涯学習を推進してきました。
その成果と課題を踏まえ、「第2次佐野市生涯学習推進後期基本計画」を令和8（2026）年3月に策定し、生涯学習の情報や機会の提供に努めます。
- 市民のニーズや社会の変化に対応した学習機会やまちづくり活動につながる学習機会等の提供、高等教育機関や他の自治体との連携による多様な学習プログラムの開発など、学習機会の充実と学びの質の向上を図っています。
- 今後は、これまでの取組をもとに様々な機関や団体と連携し、魅力ある学習機会の提供に一層取り組んでいくとともに、学習機会の確保に努めていくことが求められています。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	33.9%	36.0%
2	生涯学習の環境が整っていると感じる市民の割合	42.7%	44.7%

施策19	生涯学習の情報や機会の提供			
主な取組	(1) 生涯学習に関する情報提供の充実			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
市内の公共施設や文化施設等で開催予定の生涯学習に関する講座やイベント情報を市ホームページで公開するなど、市民への生涯学習に関する情報提供の充実に努めます。				

具体的な方策	内 容
①「生涯学習メニュー・パンフレット」の作成と周知	広範囲にわたる多様な生涯学習情報を収集した「生涯学習メニュー・パンフレット」を作成し、市のホームページに掲載したり、各地区公民館、市立図書館等へ設置したりするなど、市民への情報発信に努めます。

関連事業、会議・研修等
○生涯学習情報収集・発信事業



令和7年度前期(4月～9月)の
生涯学習メニュー・パンフレット表紙

生涯学習メニュー
パンフレット

第3章 各論
基本的方向4

生涯学習の情報や機会の提供				
施策19				
主な取組	(2) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
多様化する市民の学習ニーズに対応できるよう生涯学習プログラムの提供に努めます。				

具体的な方策	内 容
① 楽習出前講座の充実	市民の自主的な学びの場に、市登録楽習講師や市役所関係課職員を派遣し、市民の要望に応じた講話や実習等を提供する楽習出前講座の充実を図ります。
② 公民館における市民教養講座の充実	各地区公民館で実施している市民教養講座 ^{※1} の充実を図ります。

関連事業、会議・研修等
○ 楽習出前講座開催事業
○ 中央公民館市民教養講座開催事業
○ 佐野各地区公民館市民教養講座開催事業
○ 田沼中央公民館市民教養講座開催事業
○ 葛生地区公民館市民教養講座開催事業

市民教養講座



パン教室 「おいしいパンを作ろう」



ヨガ教室 「ヨガ 始めの一歩」

※1 市民教養講座：地域課題を解決するための学習や楽しみながら学び、生きがいを感じられるような知識・趣味的内容の学習を行う場

施策19	生涯学習の情報や機会の提供			
主な取組	(3) 高等教育機関や近隣の自治体との連携の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
高等教育機関の知の財産を活用した新たな学習機会の提供や近隣の自治体との広域生涯学習ネットワーク構築の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①高等教育機関との連携の推進	高等教育機関と連携した講座の開催や新しいイベントの企画立案、学生による実践事例の発表等を通して、高等教育機関の知の財産を活用した生涯学習の振興を図ります。
②「両毛ねっと」による連携の推進	両毛6市（佐野市・足利市・桐生市・太田市・館林市・みどり市）による「両毛広域生涯学習ネットワーク推進協議会（両毛ねっと）」を通して、市民の日常生活圏における広域生涯学習ネットワークの構築を推進します。

関連事業、会議・研修等
○両毛広域生涯学習ネットワーク推進事業



生涯学習情報紙「ASKOTM」
両毛広域生涯学習ネットワーク推進協議会発行



両毛広域生涯学習ネットワーク
推進協議会

第3章 各論
基本的方向4

施策19	生涯学習の情報や機会の提供			
主な取組	(4) 生涯学習施設の充実			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
市民の主体的な学習を促進していくために、公民館や図書館などの生涯学習施設の充実と有効活用を図ります。				

具体的な方策	内 容
①市立図書館の整備・充実	資料の充実、各施設内の図書コーナーの充実、利用しやすい施設整備の推進等を通して、市民の学びを支える魅力ある読書環境づくりに努めます。
②公民館の活用推進	公民館の「集う」「学ぶ」「結ぶ」という機能を活用し、地域と連携した活動を推進します。
③佐野市生涯学習センター（仮称）の開設の検討	生涯学習推進の中核的な役割を担い、地域づくりやコミュニティ再編の拠点ともなる佐野市生涯学習センター（仮称）の開設について検討します。

関連事業、会議・研修等	
[維持管理事業]	
○中央公民館維持管理事業	○佐野各地区公民館維持管理事業
○田沼中央公民館維持管理事業	○田沼各地区公民館維持管理事業
○葛生地区公民館維持管理事業	○葛生（常盤・氷室）公民館維持管理事業
[運営事業]	
○中央公民館運営事業	○佐野各地区公民館運営事業
○田沼中央公民館運営事業	○田沼各地区公民館運営事業
○葛生地区公民館運営事業	○葛生（常盤・氷室）公民館運営事業
[その他]	
○（仮称）佐野市生涯学習センター設置検討事業	
○図書館等指定管理事業	

施策20 生涯学習の成果を活かす取組の充実

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 生涯学習を推進する上での重要な視点として「生涯学習で得た学習成果の活用を図ること」が挙げられ、学習成果を「個人のキャリア開発」や「ボランティア活動」、「地域社会の発展」に活かすことができる仕組みづくりが求められています。
- 学習者が学んだことを活かして地域で活躍することは、学習者の自己実現や自己の充実感につながるとともに学習の効果が社会に還元されることになることから重要視されています。
- 地域社会の様々な課題を解決するために、市民の一人一人がそれぞれのニーズに応じて問題解決を目指して学習し、積極的に地域社会に関わっていくという生涯学習の学習成果を活かした社会参画が必要とされています。
- 本市では、生涯学習フォーラム「佐野楽」の開催や、生涯学習講座の講師として活躍する場を設けるなど、生涯学習の成果を活用する場を設けています。
特に、フォーラムでは地域活動や子どもと教育等のテーマごとに分科会を開催し、実践発表等がなされ、学習成果の周知や共有化を図っています。
- 今後も本市におけるこれら取組の充実を図るとともに、学習成果が個人の自己実現や地域社会の発展等に活かせるような仕組みづくりを推進していく必要があります。

成果指標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
I 学習成果を還元している市民の割合	26.6%	29.0%

第3章 各論
基本的方向4

施策20	生涯学習の成果を活かす取組の充実			
主な取組	(1) 生涯学習の成果を発表、活用できる機会の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
生涯学習フォーラムや各種講座等の開催を通して、市民が生涯学習の成果を発表、活用できる機会の充実を図ります。				

具体的な方策	内 容
①生涯学習フォーラム「佐野楽」の開催	市民が生涯学習のまちづくりや人づくりについて考える機会として生涯学習フォーラム「佐野楽」を開催し、生涯学習の学習成果の共有化を図ります。
②楽習講師への登録推進	生涯学習で得た成果を活かしていただくために、広報等を用いて楽習講師制度の周知を行い、楽習講師への登録推進を図ります。

関連事業、会議・研修等
○生涯学習フォーラム開催事業



生涯学習フォーラム

施策20	生涯学習の成果を活かす取組の充実			
主な取組	(2) 生涯学習の指導者の発掘と育成の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
市民参加による持続可能な生涯学習のまちづくりを推進するために、生涯学習の指導者の発掘と育成の推進を図ります。				

具体的な方策	内 容
①生涯学習の指導者養成の推進	生涯学習の成果を活かし指導者として地域で活躍していただくために、楽習講師の活動を支援することにより、生涯学習の指導者の養成を推進します。

関連事業、会議・研修等
○生涯学習推進支援事業

施策21 青少年の健全育成の推進

人づくりの柱との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 次代を担う子どもたちが意欲や自信をもって健やかに成長し、自立した心豊かな社会人に成長することは全ての市民の願いです。
しかしながら、子どもや青少年を取り巻く環境は大きく変化し、様々な課題が指摘されています。
- 地域活動への青少年の積極的な参加・参画も減少し、青少年の他者や地域への関心や人間関係を形成する力の低下などが懸念されています。
また、ひきこもりやニートの問題、インターネットトラブルの増加、非行・問題行動の低年齢化等の青少年に関する課題が見られています。
- 本市でも地域活動等へ参加をためらう青少年がいるとの意見や、インターネットトラブルの発生も見られるなど、青少年の健全育成は重要な課題の一つとなっています。
- 本市では、佐野市の青少年とともに育つ市民の会、佐野市PTA連合会、佐野市子ども会連合会等の青少年育成団体との連携を図り、青少年が夢や希望をもってたくましく成長できるよう、集団宿泊生活や青少年の交流活動等の推進を図るとともに、その育成に関わる地域や大人の青少年育成への意識の高揚に向けた取組を推進しています。
- 今後も学校、家庭、地域、関係団体が力を合わせ、青少年の交流機会や社会活動に参加する機会、体験活動等の充実を図り、豊かな人間性や社会性を兼ね備え、主体的に社会に関わることができる青少年の育成に努めることが必要です。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	自分が成長し自立したと感じる二十歳のつどい 参加者の割合	—	97.0%

第3章 各論
基本的方向4

施策21		青少年の健全育成の推進			
主な取組	(1) 青少年の交流機会の充実				
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○	
青少年の社会性や協調性等を養うため、青少年育成団体等との連携により、学校外活動や体験学習の充実を図ります。					

具体的な方策	内 容
①学校外活動等の充実	親善都市の福岡県芦屋町との交流機会や豊かな自然の中での野外体験活動の機会等を設定し、青少年の学校外活動の充実を図ります。
②国際交流活動の推進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策4】 【主な取組】(2) 異文化体験の充実

関連事業、会議・研修等	
○佐野・芦屋青少年交流事業	○子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業
○青少年活動育成推進事業	○ファンガレイ市中学生交流事業



子ども会ジュニアリーダー研修会



佐野・芦屋青少年交流事業

施策21	青少年の健全育成の推進			
主な取組	(2) 青少年による地域活動やボランティア活動の推進			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
青少年が講座やイベントの企画・運営に関わり、地域活動やボランティア活動を推進できるよう研修会を通して人材育成を図ります。				

具体的な方策	内 容
①青少年ボランティア研修会の開催	青少年が地域活動等に主体的に関わることができるよう中学生・義務教育学校後期課程の生徒・高校生対象のボランティア研修会を開催します。

関連事業、会議・研修等
○青少年活動育成促進事業



青少年ボランティア研修会



ボランティア活動(ゴミ拾い)

基本的方向5

歴史・文化資源の保存と継承

【SDGs】	【目指す方向】
 11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナーシップで目標を達成しよう	佐野市の誇る歴史・文化資源や豊かな自然を保存・活用し、郷土への愛情と誇りを育みます。

【役割分担】	
市民	<ul style="list-style-type: none">・郷土の歴史・文化資源に対して関心を寄せ、理解を深めます。・郷土の歴史・文化資源の保存・継承に協力します。・郷土の歴史・文化資源を地域づくりに活用します。
事業所	<ul style="list-style-type: none">・郷土の歴史・文化資源に対して関心を寄せ、理解を深めます。・郷土の歴史・文化資源の保存・継承に協力します。・郷土の歴史・文化資源を地域づくりに活用します。・地域住民が行う歴史・文化資源を活用した地域づくりを支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none">・歴史・文化資源を適正かつ確実に保存・継承するため、調査研究を行うとともに、必要に応じて修復等を行います。・歴史・文化資源への理解を促進するため、有益な情報を広く発信するとともに、博物館等施設が所蔵する収蔵品の公開に努めます。・歴史・文化資源の保存・継承に携わる地域や団体等を支援します。・歴史・文化資源の保存・継承に係る人材育成を支援します。・歴史・文化資源の魅力発信について、外国人向けの周知啓発方法を検討します。

基本的方向5の施策と人づくりの柱との関連

【基本的方向5の施策】		人材育成	環境整備
施策22	歴史・文化資源の調査と適切かつ確実な保存・継承	—	○
施策23	歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進	○	○



天明鑄物を使った茶道体験



地域探検(八幡神楽)



佐野秀郷太鼓の体験



博物館利用学習



唐沢山城跡保存整備事業に伴う講演会



葛生化石館企画展関連講演会

施策22

歴史・文化資源の調査と適切かつ確実な保存・継承

人づくりの柱の視点との関連

人材育成

-

環境整備

○

現状と課題

- 文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた貴重な財産です。
また、我が国や各地域の歴史や文化の理解のために不可欠なものであり、将来の文化向上の基礎となるものでもあります。このため文化財を適切に保存し、未来に伝えていくことは極めて重要なことです。
- 平成31（2019）年4月に文化財保護法の一部が改正され、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財行政の推進力の強化を図ることが示されました。
この改正の背景には、過疎化や少子高齢化等により、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となったことがあり、文化財をまちづくりに活かすなど、地域社会全体でその継承に取り組んでいかなければならない状況になったことが挙げられます。
- 本市には国指定史跡である「唐沢山城跡」、令和6（2024）年3月21日に国の重要有形民俗文化財として指定された「佐野の天明鑄物生産用具及び製品」、また郷土の偉人である 田中正造翁 に関する特色ある文化財が豊富に残されています。
こうした貴重な文化財を次代へ継承するため、文化財の価値を見直したり新たな文化財の発見に努めたりするとともに、文化財の保存修復を図りながら、文化財の活用を計画的に進めていく必要があります。

成果指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	適切かつ確実に保存・継承されている指定等文化財件数（累計）	274 件	278 件

施策22	歴史・文化資源の調査と適切かつ確実な保存・継承			
主な取組	(1) 文化財等の調査及び保存・継承の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
地域の文化資源を掘り起こすとともに、指定文化財の維持管理に努め、必要に応じた適切な保存修復を施して、次代への継承を推進していきます。				

具体的な方策	内 容
①指定・登録文化財候補物件の調査の実施	未指定・未登録の文化資源の価値を見つめ直し、指定文化財等の増進を図ります。
②指定文化財の保存修復の推進	破損や経年劣化等により修復を要する指定文化財等の所有者を支援するなど文化財の適切な保存と継承を推進します。
③天明鋳物生産用具の保管・活用方法の検討	国の重要有形民俗文化財に指定された「佐野の天明鋳物生産用具及び製品」の保管場所の検討のため、先進地の事例等の調査を実施するとともに、活用方法についても検討します。

関連事業、会議・研修等	
○文化財保護審議会運営事業	○文化財保護調査事業
○指定文化財保存修復支援事業	○天明鋳物生産用具保存継承事業



佐野の天明鋳物生産用具及び製品

佐野市ホームページ
【文化財】

第3章 各論
基本的方向5

施策22	歴史・文化資源の調査と適切かつ確実な保存・継承			
主な取組	(2) 唐沢山城跡等の適切な保存整備と活用の推進			
人づくりの柱	人材育成	-	環境整備	○
国指定史跡である唐沢山城跡をはじめとする本市の貴重な文化財の適切な保存整備と活用を推進します。				

具体的な方策	内 容
①唐沢山城跡の適切な保存整備の推進	郷土を代表する歴史・文化資源である唐沢山城跡の適切な保存整備を推進します。
②「田中正造旧宅」の一般公開の支援の充実	本市の偉人である田中正造翁の理解促進を図るために県指定史跡「田中正造旧宅」の一般公開の支援の充実を図ります。
③「歴史文化基本構想」の策定検討	「歴史文化基本構想」に向けた文化財総合調査の計画策定を検討します。

関連事業、会議・研修等
○唐沢山城跡保存整備事業 ○田中正造旧宅一般公開支援事業



令和4（2022）年度石垣積み直し工事



唐沢山城跡本丸西虎口北側石垣



県指定史跡「田中正造旧宅」

佐野市ホームページ
【唐沢山城跡】佐野市ホームページ
【田中正造旧宅】

施策23

歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進

人づくりの柱の視点との関連

人材育成

○

環境整備

○

現状と課題

- 郷土の魅力ある歴史や文化、豊かな自然環境について学んだり体験したりすることで、人々の歴史・文化資源や自然環境への保護意識の高まりや郷土愛の醸成等をもたらすことが期待できます。
また、その資源を活用した行事の開催やその魅力の発信をすることで、多くの人が訪れる賑わいのあるまちづくりにもつながることが期待できます。
- 本市では、文化財要覧となる「佐野市の文化財」の作成や、郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館において各種講座や企画展を開催するなど、市の歴史や文化への理解促進に取り組んでいます。
- 国指定史跡「唐沢山城跡」に関するイベントを開催し、市内外から多くの参加がありました。
- 子どもたちを対象とする博物館利用学習も計画的に実施し、本市の歴史を知り、魅力を理解し、次代につなげていくことができるよう学習を進めています。
さらに、各学校で実施しているふるさと学習では、地域の歴史や文化、豊かな自然を体感できる学習に取り組み、自分の生まれたふるさとへの愛着や誇りを育んでいます。
- 今後も本市の歴史・文化資源、自然環境の価値を積極的に発信し、理解促進が図れるような取組を行うとともに、それらを活かしたまちづくりを推進していくことが重要となっています。
また、こうした歴史・文化資源に対する理解促進と併せて歴史文化資源を継承する人材の育成も必要です。

成果指標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
歴史・文化資源関連のボランティア活動参加人数 (養成講座、解説・案内ガイド、清掃等) (単年度)	732人	860人

第3章 各論
基本的方向5

施策23	歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進			
主な取組	(1) 歴史・文化資源の理解促進			
人づくりの柱	人材育成	－	環境整備	○
本市の歴史・文化資源への理解促進を図るための取組を通して、市民の歴史・文化資源への興味関心や文化財保護意識をより一層高めます。				

具体的な方策	内 容
①郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館における企画展等の充実	佐野市の歴史や文化を身近に学ぶことができるよう郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館において魅力ある企画展や講演会等を開催します。

関連事業、会議・研修等	
○郷土博物館指定管理事業	○葛生化石館企画展等開設事業
○葛生化石館講座等開設事業	○葛生伝承館企画展等開設事業
○葛生伝承館講座等開設事業	

葛生伝承館の展示



吉澤人形頭



牧歌舞伎舞台の襖絵



佐野市郷土博物館



葛生化石館



葛生伝承館

施策23	歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進			
主な取組	(2) ふるさとの歴史や自然に触れる機会の充実			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	○
郷土博物館などで郷土の豊かな歴史や自然に育まれた歴史・文化資源に触れる機会を創出し、本市の歴史や自然への子どもたちの興味関心を高めます。				

具体的な方策	内 容
①博物館利用学習の充実	郷土博物館などの体験的な学習や出張講座等を通して、子どもたちの博物館等への親近感やふるさとの歴史や自然への興味関心を高めます。
②ふるさと学習の推進 [再掲]	※参照先 【基本的方向1】 【施策4】 【主な取組】(3) 伝統と文化を尊重する教育の充実

関連事業、会議・研修等	
○郷土博物館指定管理事業	○葛生化石館講座等開設事業
○葛生伝承館講座等開設事業	

施策23	歴史・文化資源への理解促進と地域づくりの推進			
主な取組	(3) 文化財の保存・継承に係る担い手の創出			
人づくりの柱	人材育成	○	環境整備	－
本市の貴重な史跡等を後世に残すため、保存や継承をするための担い手を創出します。				

具体的な方策	内 容
①史跡等を保存・継承する担い手の創出	唐沢山城跡をはじめとする本市の誇る史跡等を保存・継承するため、各種ボランティア養成講座の実施内容等の点検・見直しを行い、保存・継承活動の担い手となるボランティア人材の育成とさらなる増加に努めます。

関連事業、会議・研修等	
○唐沢山城跡保存整備事業	○田中正造旧宅一般公開支援事業

佐野市教育委員会 子どもの郷土愛醸成事業

行ってみて やってみて 知れば知るほど



さのまるの佐野市

令和8年4月

もっと好きになる ふるさと さの



佐野小学校

浅沼八幡宮の見学



天明小学校

天明銘物体験



植野小学校

菜の花忌(司馬遼太郎命日)献花



界小学校

越名舟唄の楽器体験



犬伏小学校

大庵寺の見学



犬伏東小学校

秀郷太鼓の体験



城北小学校

一向寺の見学



旗川小学校

芦刹獅子舞の演技



吾妻小学校

龍光院の見学



赤見小学校

赤見つ子八木節



石塚小学校

田中正造翁の妻カツ(地元出身)の学習



出流原小学校

出流原弁天池の見学



田沼小学校

一瓶塚稻荷神社の見学



吉水小学校

栃木鬼瓦の体験



栃木小学校

唐沢山全校ハイキング



多田小学校

丸嶽山神社ごぶケヤキの見学

ふるさとを学び、ふるさととつながる 佐野市立学校の取組



城東中学校

佐野めぐり(田中正造翁旧宅)



西中学校

芦刹獅子舞への参加



南中学校

ふるさとウォーキング(田中正造翁めぐり)



北中学校

三毳・唐沢縦走



赤見中学校

写生会(出流原弁天池)



田沼東中学校

写生会(一瓶塚稻荷神社)



あそ野学園

安藤勇寿「少年の日」美術館見学



葛生

牧歌舞伎

第4章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

2 計画の進捗管理

第4章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、国・県の動向及び、本市の実状を踏まえ、子どもの福祉、スポーツ、文化などの関連部署との連携を図り取り組みます。

また、学校教育から生涯学習、文化財等、多世代を対象とした計画であることから、本市の教育についてホームページなどにより周知を行い、学校、保護者、地域住民、関係団体やボランティア組織、企業等との連携・協働をより強化し、計画を推進していきます。

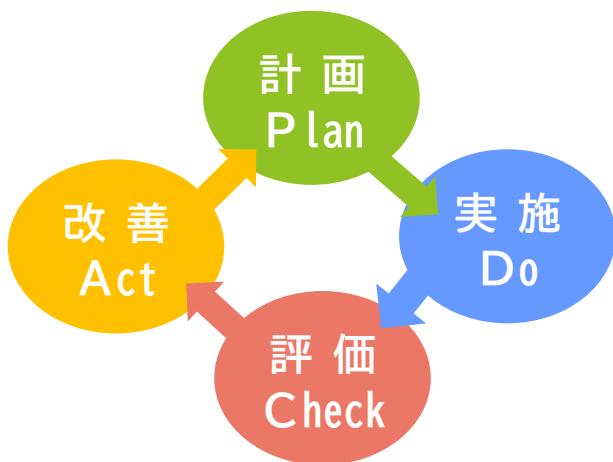
その中でも、すべての市民が子どもの育成に関わるという意識をもち、それぞれの役割と責任を果たしていくことが重要です。

教育を核とした新しい地域コミュニティの構築を促進し、子どもたちが安心して学べる環境づくりや、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進することにより、ウェルビーイングの実現を目指します。

2 計画の進捗管理

基本的方向の進捗状況と各施策の成果を測る1つの基準として「成果指標」を設定しました。

佐野市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年「教育に関する事務の点検・評価会議」により、本計画の施策等の達成状況を「成果指標」で測定しながら点検・評価を行い、P D C Aサイクルを活用して、施策等の着実な推進と改善・充実を図ります。



教育に関する事務の
点検・評価報告書

資料編

- 1 策定経過
- 2 佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱
- 3 佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員
- 4 佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

資料

1 策定経過

日付	項目	内容
令和6(2024)年8月21日	第1回 庁内検討委員会	計画策定にあたって 第1・2章の検討
令和6(2024)年12月18日	第2回 庁内検討委員会	総論の記載項目について 各論の様式について
令和7(2025)年2月4日	総合教育会議	教育大綱と本計画の一体化について
令和7(2025)年3月28日	教育委員会定例会	本計画策定について
令和7(2025)年5月26日	第3回 庁内検討委員会	本計画の策定スケジュールについて
令和7(2025)年6月24日	第1回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会	本計画策定の趣旨について 総論について
令和7(2025)年7月15日	第4回 庁内検討委員会 (書面開催)	第1回懇談会のまとめ 写真について
令和7(2025)年7月28日	教育委員会定例会	本計画について 総論について
令和7(2025)年8月4日	第2回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会	各論(基本的方向1・2) について
令和7(2025)年8月19日～9月12日	第5回 庁内検討委員会 (書面開催)	第2回懇談会のまとめ 役割分担について 成果指標について
令和7(2025)年8月29日	教育委員会定例会	各論(基本的方向1・2) について
令和7(2025)年9月19日	第3回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会	各論(基本的方向3～5) について

日付	項目	内容
令和7(2025)年 9月19日～ 10月3日	第4回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会 (書面開催)	総論、各論 (基本的方向1・2)の確認
令和7(2025)年 9月29日～ 10月10日	第5回 佐野市教育振興基本計画策定 懇談会 (書面開催)	各論(基本的方向3～5) の確認
令和7(2025)年 9月30日	教育委員会定例会	各論(基本的方向3～5) について
令和7(2025)年 10月1日～ 10月10日	第6回 庁内検討委員会 (書面開催)	第3回懇談会のまとめ
令和7(2025)年 10月27日	総合教育会議	本計画について
令和7(2025)年 10月27日	教育委員会定例会	本計画について
令和7(2025)年 10月31日～ 11月10日	第7回 庁内検討委員会 (書面開催)	本計画全体の確認

2 佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定又は変更に係る原案についての意見を聴くため、佐野市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、計画の策定又は変更に係る原案に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 社会教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 佐野市社会教育委員
- (7) 佐野市立学校の校長

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定され、又は変更される日までとする。

2 教育長は、前条第2項第2号から第5号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (令和4年3月25日教委告示第9号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

3 佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員

No.	区分	所属団体等	氏名	備考
1	1号委員	宇都宮大学名誉教授	酒井 一博	委員長
2	2号委員	佐野市町長連合会会長	厚木 健志	
3	3号委員	佐野市PTA連合会会長	北岡 篤哉	
4		佐野市の青少年とともに育つ市民の会副会長	廣瀬 恵子	
5		佐野市子ども会連合会会長	島田 厚市	
6		佐野市家庭教育オピニオンリーダー連合会	池澤 良子	
7	4号委員	佐野市スポーツ協会常任理事	藤田 清信	
8	5号委員	佐野市文化協会副会長	小山 武	
9	6号委員	佐野市社会教育委員長	神山 久夫	
10	7号委員	佐野市立小・中校長会会长	関口 純一	副委員長
11		佐野市立小学校長会会长	永松 啓輔	

敬称略、令和7年11月10日現在

4 佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定又は変更を行うため、佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更の原案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定又は変更に関し必要があると認める事務。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育部長を、副委員長は教育総務課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日教委訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日教委訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

こども政策課長 学校適正配置課長 学校管理課長 学校教育課長
教育センター所長 生涯学習課長 文化財課長

第2期佐野市教育振興基本計画
-佐野市教育ビジョン-

令和8（2026）年3月

発行 佐野市

佐野市教育委員会

編集 佐野市教育部教育総務課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3106

FAX 0283-20-3032

E-mail kyoiku@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>



第2期 佐野市教育振興基本計画

— 佐野市教育ビジョン —